

## 第 2 回

# ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日 (水)

独立行政法人 日本貿易振興機構

事務局（植田）

それでは、ただいまより、第2回ジェットロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会を初めさせていただきます。

まず最初に、本日初めて参加をいただいております委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。

満田委員。どうぞ、一言いただけますでしょうか。

満田委員 地球人間環境フォーラムの満田と申します。

地球人間環境フォーラムというのは、地球環境問題一般を調査研究して、政策提言をしている団体です。私自身は国際金融機関の環境社会配慮、また、開発途上国における企業の社会的責任などの調査に従事しております。よろしくお願ひいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

稲垣課長につきましては、ご到着されたところでごあいさつをいただきたいと思います。

それから、前回の委員会で、副委員長を委員の間で選んでいただくということをお願いしておりましたが、副委員長の選任につきまして委員長の方からお話をいただければと思います。

原科委員長 それでは申し上げます。

副委員長には、明治大学の柳先生にお願いしたいと思います。

柳先生はこの分野で、法律の専門でございますが、大変経験も豊かで、いろいろこういった分野の本も書いておられます。最近も「環境アセスメント 最新の知識」でしたか、そういう本も、共著で書かれたんですが、代表としておまとめになっております。ということで、ぜひお願いしたいと思います。

柳副委員長 どうぞ、よろしくお願ひ致します。

事務局（植田） マイクロフォンでございますが、基本的にきょうも、前回同様、録音のためということをお願い致します。

原科委員長 録音ですね、拡声ではなくて録音ですね。

事務局（植田） 拡声ではございませんので、そのまま触っていただかなくて話していただければ結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速でございますけれども、本日の議題に入らせて頂きます。

まず最初でございますけれども、原科委員長より環境アセスについてということをお話をいただきたいと思います。

原科委員長、よろしくお願いいいたします。

原科委員長 それでは、これはもう皆さんよくご存じのことでございますけれども、環境アセスメントがどんなようなものか、それをもう一度確認する意味で、30分ほど時間をいただいてちょっとご説明したいと思います。

きょうはテキストを用意していただきました。これは「改訂版・環境アセスメント」という本ですが、放送大学で私はもう10年以上こういう番組をやっている、一番最初は94年ですからもう12年前ですけども、そのとき始めました。最初のシリーズは6年間放送しました。それから次がこの改訂版です。何で改訂版が6年後になったかといいますと、これは本来は普通4年で放送大学の番組は終わるんですけども、ちょうど環境影響評価法ができたものから、少しタイミングをずらしてということで2年延長しました。これは新しい、今の環境影響評価法のもとでの仕組みについて中心に書いてあります。それ以前の本は、むしろ環境影響評価法をつくるのに役に立ったようでございまして、環境庁の公聴会なんかで参考資料として使われました。これはその後のものです。

この環境アセスメント改訂版におきましては、日本のアセスメント、それから世界の動きも書いてありまして、当時から戦略的環境アセスメントということも1章設けております。これを皆さん、お手元に置いていただいて適宜ごらんいただきたいと思います。

とてもこれは短時間でお話できません。テレビで15回の番組の中身ですから。むしろ大体どういうことかをお話して、将来困ったときなどに見ていただくといいと思います。

参考文献もいろいろとついておりますので、これだけで足りない分はさらに参考文献を見ていただくとよろしいと思います。これを読むための道案内になるような話を、今日はしたいと思っております。パワーポイントを用意いたしましたので、ちょっとあちら側でお話いたします。では座ってやります。立ってやると目障りでしょうから。

事務局（植田） これは拡声効きますので。

原科委員長 これは拡声ですか。

環境と共生のための手段、環境アセスメントとは何かということです。

持続可能な社会の形成ということを我々はいつも言っておりますけれども、サステイナブル・デベロップメントという概念、この言葉はもう皆さんよくご存じのとおりですね。これは持続可能な開発とか、持続可能な発展という訳が普通ですけども、例えば経済学者の都留重人先生や宮本憲一先生などは、維持可能な発展という言い方をされています。あるいは維持可能な開発ですね。これは、サステイナブルという場合に、サステインするのは対象があるわけ

ですから、何をサステインするか、そのサステインする対象は、あくまでも人間活動の器としての環境なわけです。ですからその環境をサステインするという意味では、環境を維持すると言った方がいいのではないかとということで、維持可能な発展とか、維持可能な開発という言い方もあります。ただ通常は持続可能な発展という言い方が多いですから、そういうような言葉できょうはお話します。

この場合、では、今環境と申し上げたんですが、しかし世の中では経済の持続可能性とか社会とかいいですね。環境、経済、社会というわけですがけれども、これには順番があるだろうということです。あくまでも人間活動の器ですから、この持続可能性のベースは、私は Environmental Sustainabilityだと思っんですね、環境、これがベースです、その上で、例えば自然環境の状況というのは、第一次産業の場合には、実際には産業にも関係してまいりますので、経済、エコノミーにも関係してくる。それで経済の持続可能性が担保される。そして社会の持続可能性と、こんなふうな順番があると思います。そこが大変重要なことだと思います。そこで、環境配慮をしっかりとしなければいけないということになるわけでありませう。

これは、日経の「経済教室」に以前書いたもの、もう10年も前ですがけれども、それを英語でも Nikkei Weekly で情報発信してくれました。そこで、私の書いたものを英訳して漫画をつけてくれました。この漫画は私がこの論文で言ったことをうまく表現してくれています。つまり、これは東京の都市問題のことを書いたんですがけれども、都市開発、これが人間、そういうような都市活動といいますが、社会・経済活動にウエートが高くて、環境に対する配慮がどうも足りない、そのバランスが悪いということを言っているわけですね。このバランスをうまくとることが大変大事で、その意味で人間活動をいかに管理するかということが課題です。

これは「Built Environment」という雑誌です。人工環境という訳になるかと思いますがけれども、そんな感じですね。人間がつくる環境の問題ですがけれども、これはロンドン大学から出ている学術誌ですが、もう30年ほどこれは出ております。この分野では知られた雑誌です。その2001年の号に、このように Environmental Assessment Japanese Style と書いてあります。日本の環境アセスメントの特集号が2001年に組まれました。それは、日本のアセスに関して、欧米からも関心が高まってきたんだということですね。このゲストエディターを私は頼まれてこれを編集しました。この中の論文は日本のこの分野の専門家に書いてもらいましたが、柳先生にも書いていただいております。

この表紙を見てください。表紙は大都市、工業地帯の真ん中に、これは、下はこれは黒い点々みたいに、これは鳥です。渡り鳥。つまり自然の干潟が残されたらと、そういう光景なんで

す。大都市の中に自然の干潟を残すということは大変難しいことです。イギリスは自然保護で有名ですが、イギリスといえどもそう簡単にいかないわけですね。ですから、ロンドン大学のメンバーは、これはすごいなど。こういうことができたのは環境アセスメントの結果なんです。環境アセスメントはこういうようなことになるんです。そういう意味で、持続可能な発展のような、そのイメージに合うような写真です。こんなことで日本のアセスメントも随分、私は、以前よりはよくなってきたと思います。

日本の環境アセスメントの歴史ですが、詳しいことは、先ほどお配りしたテキストに出ておりますので、テキストの第8章、9章にそういったこと、日本の状況のこれまでのことが書いてあります。そういう日本のこれまでの経緯を見ることによって、これからどうなるかがわかってまいりますから、これをまとめたものの簡単なのがこれです。もっと詳しいものはテキストをごらんください。

日本では、1972年にストックホルムで国連人間環境会議が開かれたときに、その場で、日本政府代表がアセスメント制度を導入すると意志表示しました。さっそく73年から国レベルのアセス制度導入への準備が始まったんですけれども、実際にはなかなかできませんでした。環境庁が法律案の準備を始めました。1976年には、自治体では川崎市が全国初の条例をつくりました。それから環境庁も法案提出を試みたんですがこれは失敗しました。毎年これを試みたんですが、なかなか難しくてうまくいかなかったんです。

それで6回目、1981年によろやく提案されたんですけれども、その段階では、法案の中身は随分緩和というんです、余り効き目のないものになってしまったので、結局、83年にはそれは廃案に、審議未了で廃案になりました。そんなような歴史がございます。ということで、84年から行政指導で環境アセスメントを行うということが国の段階ではそうになりました。これがいわゆる閣議アセスです。当時は、自治体でも法的な枠組みは非常に少なく、結局90年代の前半では、全国の47都道府県と12の政令市のうち4つしか条例を持っていなかったんです。そんなことで、当時はまだ環境アセスメント、形はありましたけれども余り効き目はなかったんですね。

その後、リオの会議のときに、持続可能な発展、あるいは持続可能な開発ということで、そういう概念が世界に広まってまいりまして、その中の議論の結果、やはりアセスメントは非常に重要だということが国際的に共通認識ができました。日本でも環境基本法の中でアセスメントの推進といったことがうたわれまして、環境影響評価法が97年にでき上がっております。それで、99年からこれが施行になりました。さっきの藤前干潟という名古屋港の干潟ですが、こ

それはその99年の1月に守られました。アセス法施行の直前にこんなことが起こりました。ということで、かなり進んだ状況になっております。

通常アセスメントというのは事業段階で行うんですが、さらに最近ではより進んで、事業よりもっと前の早期段階で行う。戦略的環境アセスメントというものが行われるようになってまいりました。これは国のレベルではまだこれから、今ちょうどこの制度の導入を進めようとしているところですけども、自治体では、例えば埼玉県で行っております。それから国際分野ではJICAが改定ガイドラインの中で既にこの考え方を導入しております。ちょっと駆け足で申し上げましたが、こんなようなのが日本の流れです。

この考え方、環境アセスメントの考え方は、世界で最初にできたアメリカの国家環境政策法、NEPAにあらわれております。実はその中に、サステイナブル・デベロップメントの概念にほぼ近いものがあります。冒頭にこの法律の目的を書いてありますので、その一部だけちょっと申し上げますと、'which will encourage productive and enjoyable harmony between man and his environment' 人間と環境の生産的で、enjoyable 私は「快適な」と訳しましたけれども、enjoyableな調和を促進する開発。つまり人間と環境のバランスです。人間活動のバランスをとるといって、こういうことがありまして、だから人間活動がある程度制約されるんだと。環境に配慮をして。そういうようなことを言っております。

ということで、NEPAはもともとそういう考えだったのです。ですからNEPAの仕組みは、最初から、事業の直前で行うアセスメントだけではなくて、上位の計画段階とか、さらに早く政策段階でも適用するという、そういう考え方で仕組みが作られております。

環境アセスメント、本来これは何かということですね。人間活動を管理する、環境に配慮して管理することですから、このアセスメントというのは透明性の高いプロセスで、アセスの結果が、事業や計画の意思決定にどう反映させるか、これがポイントです。第一は事業や計画の必要性はどうか、それからもう一つは個別にチェックするだけではなくて、もっと広く、累積的な影響もいかにしてなくしていくか、これは大変重要なことなんです。できるだけ早い段階からアセスメントをスタートしなければいけません。

その方法論的なことはシステム分析とかがあります。これは、先ほどのテキストの第2章にそれは何かという方法論が書いてありますので、2章をごらんいただくといいと思いますが、システム分析というものがあります。

環境アセスメントの要件を整理しますと、一つは合理性、もう一つは公正ということです。合理的であるために科学的な分析を行う、科学性です。方法論的にはシステム分析による方法

を適用します。それから、公正性、民主主義社会ですから民主性ということになりますけれども、住民参加と、その前提としての情報公開、これが非常に大事になってきます。合理的で公正な、言いかえれば、科学性と民主性を追及すると、これはどうしても時間がかかってしまいますけれども、それでは意思決定に生かすことができませんから、もう一つは効率性ですね。

そうすると、このプロセスは結局いろいろな主体間のコミュニケーションですから。コミュニケーションをいかに効率的に行うかということが大変大事なものになってまいります。

科学性のことをここにちょっと書きましたけれども、環境に影響を与える事業の意思決定者、それから公共主体、民間もです。公共主体、例えば高速道路をつくる。これは公団ということで、公的な関与がある。それからダム、埋め立て事業。発電所、これは民間ですね。さらに鉄道、新幹線、あるいは都市開発といろいろな事業がございます。そういう、環境に対して大きな影響を与える事業、この意思決定における環境配慮です。そのためのプロセスですね。

そのためにどんなことをするかというと、これはあくまでも、その主体が、社会に対する説明責任を果たすことがポイントですから、環境影響を緩和するためには多様な案を比較検討して、その思考、その考えについて、そのプロセスを比較する。したがって原案と代替案を比較検討する、これが大きな方法論です。この方法は具体的にはシステム分析を使うわけですが、こんな考え方です。

ですから、意思決定者がこういった観点から、環境配慮の点からの最適案を選択する必要があります。当然事業の効果は大事ですが、総体的に考えなければ、総合的に考えなければいけない。環境配慮をしっかりと行う、組み込んでいくことが必要になります。

そういうことから、代替案の比較検討が、このアセスメントでは核心であるということで、これは国際的な共通の考え方です。

システム分析の構造とここに書きました。これも詳しいことはテキストを見ていただくといいんですけれども、代替案というのが左に書いてありますが、これを評価するんです、評価システムで。そしてチェックして、もう一回フィードバックして、つまり何回も繰り返しの検討を行うことがこのシステム分析のポイントになります。ですからアセスメントをやるときも繰り返しやっていくことが重要です。

今、科学的なアプローチ、方法論についてお話ししました。もう一つは民主性というのはどんな参加をするかですね。これは主体間のコミュニケーションをしっかりとやるということがございます。事業者とそれからパブリックです。この間の情報交換です。

このときどんな方法をとるかといいますと、コミュニケーションですから、口頭でコミュニ

ケーションをやってもいいわけですが、このような場合には、社会的な一つのプロセスですので、情報を社会のメンバーが確認できなければいけないので、ということで文書をベースに行います。

最初は、方法書段階といいまして、アセスメントの方法に関する文書を公表して、これに対する意見を求めていくということになります。そういうフィードバックがあります。

それから、方法書に対して意見を求めます、その意見に答えまして、方法書の内容を必要に応じて変えていくわけです。ですから住民の意見を勘案して方法を決めると。そして、アセスメントの方法が決まりましたらアセス調査を行います。ですから、方法書の公表から次のアセス調査の第一段階の結果、すなわち準備書をつくるわけですが、通常は1年ほど間があきます。こういうプロセスですね。

それで、準備書が公表されまして、これはドラフトです。評価書というのが最終的な文書ですから。そのドラフトとしての準備書を公表して、そのアセス調査の結果が正しいかどうか、これについてまた意見をもらうわけです。そのときに、コミュニケーションの中では、いろいろな形で環境保全対策をこうしましたということを説明しなければいけないですから、代替案の比較検討を行うということになります。それで、意見を受けまして、さらにこの図のように修正して評価書をつくるということになります。

今のようなフィードバックですが、これはコミュニケーションのプロセスです。これは見方を変えますと参加のプロセスになりますので、参加についてどんなふうに考えたらいいかと。

ここにアーンスタインの参加の段階モデルを書きましたけれども、これは都市計画の分野で有名な古典的なモデルです。この辺は教科書の11章に書いてありますが、参加の話を書いています。このアーンスタインのモデルの貢献、参加確定における貢献は、参加にはレベルがあるということを示したことです。8段階のはしごでして、1段、2段目はNon participationです。一応参加というけれども参加にはなっていないと。3段目、4段目、5段目はtokenismです。ここではいろいろな情報を提供したりconsulting、相談に乗ったり、placation。これは話をするというよりは懐柔をしているだけ、懐柔という言い方をします。これは話すというtokenismです。ところが6は、partnership、これは協働する、力を合わせる、7が、delegated power、8が市民によるcontrol。これは市民の側に力が、権力が移るわけですね。そうすると参加という概念からいくと、1、2というのは参加ではないので、外れます。3、4、5、すべてパートナーシップぐらいまでなら相手がいる話ですから参加ですが、7、8はもうむしろ参加というよりも市民の力の方が強いんですから、これも違う。



というようなことです。ここで、tokenismからcitizen powerまで大きなギャップがあります。いっぺんに飛んで、ただ話ししている段階から、一緒にやりましょうといくのかというと、実はここに大きなギャップがあるわけなんです。そこで、これを整理して、私なりに整理したのが5段階のモデルですけれども、今のギャップのところを埋める考えなんです。

placationというのは、一応答えをしますけれども、結局懐柔策ということで、「形だけの応答」になっているわけです。大事なことは「意味ある応答」なんです。Meaningful responseとかmeaningful replyと言います。「形だけの応答」というのはformal reply only、そうでなくて意味ある応答をする、これがポイントだと思います。それでレベル4というのは、5段階でいった場合のレベル4です。実は、環境アセスメントはレベル4の参加を実現するための、本来はそういう効果があるんだということでありませう。

それで、「意味ある応答」というのはどういうことで実現されるかということ、これは議論という形ですね。あるいはダイアログとかディスカッションとかいいますけれども、議論をしっかりとやっていく。それはみんながアクセスできるパブリックスペース、そういうところ、公共空間ということですね。そういう見方からしますと、アセスメントの機能というのは方法書を公表して意見書で意見をもらう、これはどうでしょう。方法書は公表されます。意見書の意見の内容は公表されます。ただ、場合によっては、その人の名前が伏せられる場合がありますけれども、でも意見の内容は公表される。ということは、どんなやりとり、あるいは議論がされているかがわかるわけです。ということで、アセスのプロセスでは、皆がアクセスできる公共空間が形成されるわけです。そこで議論が行われるということです。準備書を公表して意見をもらう、これもそうですね。ということで、そういうフィードバックがあって初めて「意味ある応答」となる。だからそういうフィードバックにはしっかり答えることが大事なんです。これがアセスメントの本来の大変重要な機能だと思います。

環境影響評価法に基づくプロセス、このことから申し上げますと、実は法律ができたことによって、こういった一つの枠組みから見ますと大きな進歩がありました。

閣議アセスというのは、さっき申し上げたように、環境影響評価法の旧法案が廃案になった結果つくられたもので、行政指導です。そのときは旧法案では、中身があまり効き目のない方法だったので法律ができなかったんです。このあまり効き目のない枠組みに従ってガイドラインをつくりましたから、閣議アセスはあまり効き目ないですね。仕組みはこんなことで準備書段階から始まったわけです。しかしこれでは情報公開という点からは大変遅い。世界のアセスはもっと早い段階で情報公開をしているわけです。そこで環境影響評価法では、方法書段階を

つくりました。このことが必要だということは、私が先ほど、放送大学の最初の段階の、アセス法ができる前の資料で1章を設けて議論してまいりましたが、これがアセス法では実現されて、方法書ができました。これは英語ではスコーピングといいます。スコープ、つまり環境アセスメントにおける、検討の範囲ですね。スコープ、これを決めるということです。

そのスコープの中身は3つありまして、通常、アセス法のもとでは評価項目とか、それから調査・予測・評価の方法という2つをいうんですけれども、しかし本当に一番大事なものはもう一つあります。私が一番最初に挙げていたのは、どんな代替案を比較検討するかです。つまり環境保全対策をどの範囲まで考えるか、これを方法書段階で挙げなければならない。本来そういうものなんです。ただ、日本ではそれが中途半端になりまして、方法書段階での記載は義務づけられておりませんが、しかし、準備書段階ではこれを書くことが求められます、代替案、つまり日本では複数案という言い方しています。日本ではというか、環境影響評価法の中にはということですね。準備書で複数案を書くんだったら方法書で書くべきですが、そうになっていない。その辺は論理的整合性というよりも、政治的な妥協で、方法書の中では必ずしも書くことは義務づけられておりませんが、論理的に考えるならば当然方法書に書くべきですね。こういうことがあります。

そして、方法書段階、準備書段階、評価書段階ということになります。これは思いっきり簡単に模式図として書いたものですから、詳しいプロセスについては、先ほどのテキストをごらん下さい。

この制度がどんなふうなレベルかということを見るために、国際比較してみますと、左側が閣議アセスの仕組みです、真ん中が環境影響評価法です、右端はNEPAの方法です。

NEPAの方法というのは、世界で最初にできたものですが、アメリカはこういう民主的な手続をつくるという点では、そういう先進的な仕組みは結構つくってまいりました。これもその一つでございまして、アセスメントの世界では最も進んだ形であろうといわれております。どういう点で進んでいるかということ、参加の機会が大変多いということです。つまり、方法書段階、スコーピング段階、それから準備書段階、この2つの段階、一番中心的な段階です。さらに、その前段階と、その後の段階でも意見を述べられるところが進んでいて、スクリーニング段階での参加と、それから評価書ができた段階でも意見を出せるということがあります。そういう点では、大変進んだ格好です。

左側の閣議アセスというのは、準備書段階でしか始まらなかったわけです。ですから、随分スタートが遅いし、参加の段階も1回しかない。一方、環境影響評価法では方法書段階からの

意見提出機会がありますから、2段階あるということで、進んだ方法です。

NEPAの方は特に進んだ方法ですから、それと比較するとまだ少ないんですけども、しかし世界のアセスメントの基本的なパターンというのは、参加は真ん中の方法書、準備書というものが多くっております。例えば国際機関では世界銀行がこういった2段階でのパブリックコンサルテーションを義務づけております。そういうことでこの2段階という形のもの是非常に多いようです。まあ世界標準になったといってもよろしいと思います。

公共空間での議論ということを申し上げましたけれども、環境アセスメントは、私ども理工学分野の人間ですから、いろいろな予測評価とかいろいろな方法をやることはよくわきまえておりますけれども、しかしその結果をどう生かすかが一番大事だと思うんです。限られた予算とか、限られた時間とか、限られた情報の中で最善のことにすることです。そういうことでありますから、そうするとそれを、全体をトータルで見て、それが意思決定にどう反映されているか、それがチェックポイントなんですね。そこで、そのためのコミュニケーションを行うんです。

その方法として、基本は文書でやり取りをしますけれども、文書のやり取りだけでは十分なコミュニケーションができませんので、それを補完するものとして会議の形のものを組み合わせることになります。文書をベースにして会議、これは公開のものですが、コミュニケーションの補完という意味で会議をやります。例えば、今、文書と会議の組み合わせと申し上げましたけれども、方法書を公表して意見を求めると。そうするとその公表段階で説明会を設けても構わないんですね。アセス法ではそういう規定はありませんけれども、補完のためにやってもいいわけです。つまり準備書段階で説明会を行うこと、これはもう法律的に既に規定された部分です。それから意見を聞く場合も、意見書をもらうだけではなくて直接意見を出していただいた方がわかる場合もありますね。議論すればわかる、そういう場をつくれればいいわけですね。そういう点で公聴会という仕組みが地方自治体の制度ではあります。これもアセス法にはないんですけども、そういうふうに定めてはおりませんが、これもやったって構わないんです。これは事業者の判断でできますから。法律の枠組みでは最小限のものしかできておりませんが、そういう会議形式の場をつくってコミュニケーションをさらに効果的にやるというの  
は行われております。

例えば、自治体の場合にはアセス法よりも進んでいると申し上げましたが、神奈川県  
の例を示します。私は神奈川県の審査会のメンバーを10年間やってまいりましたけれども、この例を申し上げますと、実はこの仕組みを改正するときも専門家として協力しました、今の仕組みをつくる  
ときからおつき合いしておりますけれども、実施計画書というのが、アセス法でいま

す方法書に対応しています。評価書案というのは準備書に対応します。準備書の段階では、説明会を開き、意見書を受付けるというだけじゃない。準備書に対する意見に対して直接答えをする。評価書の段階で答えるのは普通なんです、その前に、この神奈川の段階は見解書といって、まず見解書で直接回答をする。それに対してさらにまた意見がフィードバックされる。つまり、公聴会を開きます。見解書を公表してまた公聴会を開いて意見を求めるという、だからフィードバックが1回ふえているわけです。こんな工夫をしております。

このように、見解書と公聴会という2つの工夫がありますけれども、さらにこれは、審査意見書と上から来ております。普通、審査というのは環境部局が行うわけですが、それに対して第三者の専門家による組織、審査会をつくりまして、その審査会による意見をもらうわけです。審査意見書とか審査書という形になります。こんな形で上から2つおりてきておりますが、こんなことで第三者チェックが入る、これは大変重要なところです。地方自治体の制度ではみんな審査会を持っております。今では、環境影響評価法もできましたので、47都道府県すべてが条例化しまして、そしてすべてが審査会を持っているんです。こういうようなことでやっております。

ただ、国の環境影響評価法の場合には、審査会というのはありませんで、環境省が審査を行っております。従来の考え方では、環境省は環境行政担当ということで、事業官庁とは一步離れた、事業官庁から見れば第三者的な位置づけということで、環境省の審査ということで実際は通っていたんですけれども、今は問題があります。環境省も事業を行うようになりました。アセス法の対象事業のうちの廃棄物についてですね。最終処分場に関しては対象事業になっておりますか。それを環境省の事業として行うようになりました。これは環境省ができたときにそうになりましたので、そういう点では、これまでとは、国レベルでも考え方は変わってくるのかなと感じております。おおむね、そういうことで第三者によるチェックが重要です。

それから、これは東京都の場合です。東京都もこれまでに大変いろいろな工夫がありまして、見解書を2回出すとか、それから審査意見書、審査会に関してはもちろんあります、それから公聴会という表現のかわりに、意見書に対して、「都民の意見を聴く会」という。これは公聴会の一步進んだ考え方だと思います。公聴会というのは通常のやり方ですと、関係者というか、意見を言いたい人は意見を述べる、住民とか事業者の意見を主張するというだけで終わってしまうんです。しかし、「都民の意見を聴く会」の場合には、そこに審査会のメンバーが参加して、そして意見を聞くという、そんなことで、その辺が一步進んだ考え方だと思います。いろいろな工夫があります。

ただ、コミュニケーションという点では、もっといろいろやられてもいいと思います。しかしアセス法に比べれば、こういう自治体では進んだ考えでやっております。これ以外にもいろいろありまして、アセス法より進んだ環境アセスメントというのはあります。

ここにざっと書きましたけれども、これからこういった改善点、例えば代替案の比較検討というのは法律では義務づけておりませんが、準備書段階ではそれを推奨しているわけですから、本来これを義務づけておく。特に、説明責任を果たすためには、非常にいい方法で、国際的にはいろいろな国のアセスメントで代替案の比較検討は行われております。それから、方法書段階ですね。こういった代替案を列挙してきっちりやっていくと。

また、アセス法の場合ですが、環境省の公式関与が遅いということもあります。環境省の関与というのは、評価書段階で環境大臣意見を述べるという形なので、遅いんです。ただ実際は、もっと早い段階で担当者間のやり取りはありますから、公式には表に出ないんですけども、実際にはやりとりがあります。それを公式に出した方がいいんじゃないかと思います。

それから参加と情報公開の促進です。特に情報提供では、電子化ということで、環境アセスメントの文書というのはかなりの分量になることがありますから、これをきちっと用意して関係者に配るとともに、より多くの人にアクセスできるようにウェブサイトこれを載せておいてダウンロードできるようにするという、そういった試みも既に始まっております。そういうようなことを推進しております。

特に、第三者機関として、さっき申し上げたことなんですが、環境省も事業官庁に対して、第三者的な位置づけだったという過去の形でなくて、一部変わりましたので、むしろ国として環境影響評価委員会なるものをつくって、第三者的なチェックをすることが大変重要になると思います。そんなことをやってもいいんじゃないかと思います。こういった仕組みは、実は隣の韓国が持っておりますし、アセスの分野で有名なオランダなんかはそういう仕組みを持っております。このような仕組みにしなければいけないと思います。

この辺の環境影響評価法の改善点に関する議論は、ジェット口の改善案をつくる場合にもこの新しい考えをぜひ取り入れていただきたいと思っております。

ほぼ時間になってきたと思いますから、この辺でストップして、ご質問を承ります。駆け足だったんで、わかりにくかったかもしれないですけども、質問をお受けします。

事務局（植田） それでは、ご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

長島課長。

長島課長 今ご説明いただいた環境アセスメントというのは、基本的には自然環境に対する

影響についてのことだと思ふんですけれども、この社会的影響の方、住民の生活への影響とか、そういうものも環境影響評価法というのは対象としているのか、またその条例で定められた各検討のプロセスにも、そういう社会的環境というか、社会的影響ということも同じように対象になってくるのかお教えいただきたいです。

原科委員長 これは大事なことなんですね。スコーピングという範囲を決めるということですね。その段階、実はアセス法の場合は環境省の所掌業務ということですからかなり制約されています。本来、チェックすべき項目がすべては入っていません。例えば一番大きな、放射能汚染、本当は、皆各国は扱っているんですが、日本では扱わないんで、これは別の分野ということになっております。でも、これは行政の問題です。

それから、社会的な影響に関しては一部入っています。例えば、身近な自然環境へのアクセスとか、そういうことは入っています。それから、環境影響評価法では限られてはおりますけれども、自治体では非常に重要になっております。例えば自治体の場合には、安全性の問題を扱ったり、それから文化財の問題とか、地域分断とか、テキストをごらんいただければ、村山先生、何ページですか。

村山委員 78ページに表があります。

この表の4 - 1というところの、その他以外については国の法律の中で項目として定められています。その他については自治体の方で扱っているものがここに入っているわけです。

原科委員長 社会環境も入っていますね。景観だとか、自然との触れ合い活動とかがあります。その他、アセスメント法にはないものも。日本の制度では自治体では先進的なモデルがあります。国際協力におけるアセス手続ではもちろんやっております。ですからジェットロの場合にはむしろ国際的な場ですから、社会環境に対してもしっかり扱っていただきたい。そこで我々は環境配慮と言わないで環境社会配慮という言い方をしております。

事務局（植田） そのほかご質問はございますか。よろしいでしょうか。

山田部長 今ご説明いただいたこの環境アセスメントという概念というのは、もう世界の主要な国では共通のルールといえますか、我々が大事にすべきものだという認識として行き渡っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。あるいは途上国とかでは、まだギャップがあるのではないですか。

ジェットロの場合は、海外でいろいろやるわけですがけれども、やはりそれぞれで、今、先生ご説明いただいたような仕組みに対する理解、導入の度合い、そういったようなものはばらつきとかあるのでしょうか。

原科委員長 これはおっしゃるようにあると思います。ばらつきはあると思いますね。ただ、世界の動きといえますか、概念としては、いろいろなODAとかで環境社会配慮を導入する場合は、アセスメントは義務づけられておりますから、アセスの必要性はわかっています。ただそれをどの程度行うかはやはり国によって違ってきます、国の状況ですね。例えば世界銀行はさっき申し上げたように、必ず、これはきちんとしたアセスやらないと融資しないですから。だから世界銀行から融資を受けるためには必ずやらなければいけない。それから、日本の国際協力銀行もそのようになっております。JICAも、先ほど申し上げたように新しいシステムになっていますから、いろいろな国際機関が、そういう形でアセスをしていますので、その意味では、その必要性はわかっていると思います。ただ、どの程度、やったらいいかというのは国の状況によりますから、やはり濃淡はあるんです。特にさっき申し上げた科学性の部分と民主性の部分のうち、民主性の部分は社会によって民主化の程度が違いますので、変わってくるかと思えます。むしろ日本としては、世界に対して一つのあるべき形というをどうやって示していくかということが大変大事なことだと思っております。

柳副委員長 補足しますと、途上国の環境アセスメントの制度というのはかなり進んでいて、制度的にはほとんどの国で導入しています。戦略段階のアセスについても、韓国ですとか中国ですとか、そういったものは早々ともう導入し始めている。ただ、制度は導入しているということは、考え方とか仕組みは一応できていますけれども、今、原科委員長が言ったように、実態はどうかというと、そのエンフォースメントは少しおくらせているというのは多分正しい理解なのだろうとは思いますが、制度自体の考え方は行き渡っているということです。

原科委員長 ちなみにアセスメントの国際学会でIAIAがあると申しましたが、これは、International Association for Impact Assessmentと言います。略して、IAIA。このメンバーは百十数カ国から入っております。ですから相当な数の国が入っております。

山田部長 先生、先ほどの最後のあたりで言及されました新しい展開、このガイドラインの委員会において考慮していくべき新たな動きといえますか、そこをちょっともう一度お話いただけますか。どういうふうにならぬ今世の中において新たに展開しかけて、このガイドライン委員会においても、考慮すべきというのはどういった点なんでしょうか。

原科委員長 今、環境省で、さっき申し上げたように環境影響評価に戦略性を持たせる意味で、戦略的環境アセスメントという制度の導入が進められようとしております。これは、これまでのアセスメント制度の欠陥といえますか、これを改善しようということです。つまり環境保全の対策は、事業を行う直前に行っておりますと、とれる保全対策が大変限られてまいりま

す。事業段階では、遅すぎる。事業計画の内容を変えるために上位の意思決定段階に戻るとい  
うのは、大変コストがかかります。ということで、もっと早い、できるだけ早い段階で環境配  
慮をして、その段階で対策を講じるということは大変重要です。早期にアセスをスタートする  
というのは大変大事なことになってまいります。

そんなふうなことから、戦略的な意思決定を行う、上位の意思決定段階で環境社会配慮を行  
うということを考えております。これはこのテキスト、13章に戦略的環境アセスメントと書き  
ました。また新聞記事を今日持って参りました。日経の「経済教室」があります。そのコピ  
ーも配っていただけますか。「環境影響評価、戦略性持て」というのを「経済教室」に、8月  
に書きましたので、それは比較的新しい考え方で、簡単に申し上げますと、これは世界の先進  
国、経済先進国はみんなもう制度化して実現をしております。それで、日本でもJICAも導  
入しましたし、それから地方自治体でもそういうところがありますけれども、国ではちょっと  
まだ、まとまって行っておりません。しかし世界の流れはそういうことなんです。そういう方  
向がありますので、ジェトロはぜひその考え方で願います。

特に、ジェトロの協力は、事業化よりもっと前の、早い段階の意思決定、上位段階で関与さ  
れるわけですから、その段階ではこのSEAということが、まさに適用できると思います。是  
非お願いしたいと思います。もう一つは、そのためには2つありまして、情報公開という問題  
と、それから方法論的には複数案、代替案の比較検討という、このポイントが大事な点です。

事務局（植田） 吉田先生。

吉田委員 委員が言う意見じゃないかもわからないですけども、ジェトロさんの立場に立  
ってちょっと原科先生に質問したいのは、このフローチャートを見ると、計画書そのものを執  
筆するのは事業者、そうすると審査案の意見書とか、あるいは住民の意見等々の拘束力とい  
うのはどのくらいあって、最終的に評価書の文字、一字一句を極めて微妙な場合がたくさんある  
と思うんですけども、それはまさに事業者がそれを最後に落とし込むと。それを今度環境省  
が判断するという、そういう仕組みなんですか。

原科委員長 環境影響評価法の場合ですか。

吉田委員 そうですね。

原科委員長 環境影響評価法の場合は環境省が審査します。最終段階で申し上げますと、環  
境省の審査の結果、環境大臣意見が出まして、この大臣意見を受けて今度は事業を担当してい  
る官庁、それぞれの事業を担当する主務大臣がこれを受けまして主務大臣意見を出します。そ  
れで、主務大臣意見に従って判断するというので、環境大臣意見は勘案するということにな



っております。それを尊重して。ただその尊重ということに関しては、日本の場合には結構うまく働かして、意見が公表されてやはり社会的な一つの行為になりますので、相当程度それは尊重されていると思います。

通常はそういうことがありますので、その前の段階で、環境配慮した計画内容にしておきまして、あまりその手直しをしなくて済むようにしていることになります。

ですから、アセスメントをやって事業が止まるというのは、実際はあまりない。というのは、むしろその前に環境配慮を進めるからなんです。環境大臣意見が出てから止まった事例はまだありませんが、その前の段階、非公式の段階で環境省からのやり取りがありますから、その段階で意見をもらって事業を中止した例は若干あります。そういう効果があります。

吉田委員 ありがとうございます。

事務局（植田） そのほかご質問ございますでしょうか。

満田委員。

満田委員 代替案の検討についてお聞きしたいんですが、これは法律上はマストではないということだったんですが、実際では、どの程度代替案の検討というのが真剣に検討されていて、パブリック・コンサルテーションが行われているのでしょうか。

原科委員長 法的には今のアセス法のもとでは義務づけしておりません。しかし、それが必要だという議論は専門家の中で随分ありまして、そこで妥協案として複数案の比較検討をすること、これは基本的事項といいまして、実際に運用するための規定の中に入っております。これは複数案の比較検討だけではなくて、最善の方法を尽くしたかどうか、説明責任を果たすということがございますので、複数案検討という形をとらなくてもいいんですが、とった方がわかりやすいということがあります。ということで、実際には義務づけがないので、アセス法のもとではあまりやっていません。これはあまり数はないんですが、しかし、地方自治体でも同じような考え方をやっています、私どもの研究室で調べた最新情報では、数十件は複数案検討をしております、これは全国ベースです。自治体も含めてです。あまり数はないんですが、自治体では若干出て来たということで、現場で今新しい試みが始まったところだと思います。ですから、そういうものが必要だと、それで実際的にも可能性があるということの理解が進んできたと思っております。

事務局（植田） よろしいでしょうか。

原科委員長 ありがとうございます。あとはぜひこの本を読んでいただきたい。今、きょうお話したことが各章に出ておりますので。具体的なこと等が入っております。それから、先

ほどご紹介した柳副委員長が代表でまとめられた最新情報、そういったもの、いろいろな本もございますので、これをベースにさらにいろいろな本も参考にしてやっていただければいいと思います。

それでは、時間もまいりましたのでこの辺にしておきましょう。

事務局（植田） 原科委員長、どうもありがとうございました。

それでは、ここから後の議事につきましては、委員長にお任せいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

原科委員長 のどがからからしてきましたので、選手交代で、ワーキンググループとしての報告を、村山代表をお願いいたします。村山委員、どうぞ。

村山委員 それでは報告をさせていただきます。

きょうは資料を作成していただいていますので、これに基づいてご報告をしたいと思います。ガイドライン・ワーキンググループ開催報告というものです。

先週の火曜日にワーキンググループを開いていただきまして、実質的には3時間議論をさせていただきました。その中で、内容というところに具体的に何をやったかということが整理をされております。

まず、ジェットロの各部の方から、それぞれの事業の詳細について説明をいただきました。その内容については、次のページに添付をしていただいていますけれども、横長の形で整理をしていただいた。これに基づいてご紹介をいただきました。

内容については、第1回目のこの委員会のところでもご紹介がありましたけれども、さらに少し詳しい内容についてご紹介をいただいたということでございます。

簡単に申し上げますと、1というところで、自主的に貿易の取引、あるいは投資取引にかかわるような、そういった事業に関するものが4点。

それから2番目として、直接的ではないけれどもインフラ的な整備、基盤的な活動ということで情報の収集発信であるとか、例えば案件形成というような形で行われております。

それから3番、4番という形での研究活動に類することがあります。以上のようなことで、詳細にわたってご紹介をいただきました。

そうした紹介、それから質疑応答を受けて、ワーキンググループの方で事務局とともにディスカッションを行いました。その内容について、(2)のところに整理をしていただいております。

まず ですけども、今回のガイドラインの中で、恐らく最も関係があると思われるのは案

件形成に関連する調査です。これは、先ほどの横長の表でいきますと、2.の に当たるところ、幾つか並んでおりますけれども、こういったところが恐らく最も重要な案件になるだろうと思います。ただ、ほかの貿易投資関係、これについても、事業の中核であるということから、ガイドラインに含めるかどうかということについては、一度委員会の中で議論をしてはどうかということがありました。

ただし、すべてについて同じように一律に扱うということではなくて、恐らくウエートの置き方が多分変わってくるだろうと。議論の中では、日本から外国に出ていくような、I N - O U Tあるいはアウトバンドの方の影響というのはある程度考慮する必要があるかもしれないが、逆にその対日投資をやるとか、日本に入ってくる部分、それについては余り考慮しなくてもいいかもしれません。ただ、全くしなくていいかということ、そうでもなかるうというようなところも議論になりました。

そういった点も含めて一度委員会で整理をしながら議論をすべきであろうということが、のあたりです。

そういった議論を受けて、 のところで、議論の進め方として、ここに3つ挙げてある項目を中心にやってはどうかということが出てきました。

1つは、外国から日本にアクセスがあるもの。O U TからI N、あるいはインバウンドと言われているものです。

それから2番目は、日本から外に出ていく方ですね。

それから3番目は、先ほども でお話をしましたように、案件形成にかかわる調査というようなものでございます。

これに関連して、少し側面的な支援、あるいはそのキャパシティーの充実といった意味で、情報の収集発信であるとか、あるいは専門家支援、こういった点も非常に各事業にかかわる点ですので、こういった点についても考慮してはどうかという議論もありました。

それで、これを受けてきょうの委員会の中で議論を進めるということになると思いますが、ワーキンググループの中で、各事業のフローを少し整理していただいて、議論をしやすくしてもらってはどうかという話がありました。それできょう別の資料のところで整理をいただいたということでありませう。

以上簡単ですが、報告をさせていただきました。

原科委員長 きょうの資料は、そうするとこれとこれでいいのかな。今のご報告に関しまして何かご質問、まずございますでしょうか。

松本委員 追加でいいですか。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 今、村山委員がご説明いただいたとおりなんですが、若干補足をさせていただきますと、 の、また、これらに関してワーキンググループでは情報の収集発信や専門家支援のあり方も議論されたというところは、これらの、例えば専門家を派遣するというのを事業としてみなすか、あるいは整理をした3つのタイプのジェトロの事業を側面からサポートする、あるいはその質を高めるという意味で、ジェトロが持っている、ある種ツールとして、この情報収集発信、あるいは専門家の派遣というものをとらえると、前回の委員会でも議論が少し出ましたように、審査という以上に、やはりその事業をさらによくするために、こうした情報の提供を積極的にしたらいいんじゃないかとか、こういう場合に、こういう専門家を派遣してはどうだろうかとかいうような、むしろ悪い事業をなくすという以上に、さらによくするための手段としても、こういうツールをジェトロが非常にお持ちだということが議論の中で認識をされましたので、ここはむしろ、配慮という以上に、さらによくするという視点も踏まえて重要なジェトロのツールなのではないかという議論がワーキンググループではありました。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 感想ということで2つばかり補足させていただきたいと思います。

1点は、これまで私どもはJICAさん、あるいはJBICさんという国のODAの援助にかかわる環境社会配慮ということで検討されてきたと思いますが、ジェトロさんの事業は、いわゆる国際約束をベースとする事業ではなくて、すなわち政府間の正式な交換公文とか、あるいは外交チャンネルにのっとった要請ベースという形でない事業であるということが、従来検討してきたJICAさん、あるいはJBICさんと大きな違う点だということが一つありました。恐らくこれが今後検討する際の大きなポイントだろうと思います。

それから2つ目に、先ほど松本委員の方からもお話ありましたけれども、専門家派遣というのが結構ございまして、現地のキャパビルといいですか、組織、制度の改善ということで、JICAさんほど長期に派遣されていないようですけれども、短期に、非常に効率的に派遣されているようですので、こういった技術支援もジェトロさんがやっておられるということで、ちょっと気づいた次第ですので補足させていただきました。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

ほかに。

では、満田委員。

満田委員 恐らく時代とともに、ジェトロさんの業務の比重というものが移ってきていると思うんですが、ここに中小企業の輸出促進、海外投資の支援ということも大きな柱とされています。

私ども、原材料の輸入に関しまして、例えば木材ですとか、水産品ですとか、農水産品なんかにおける資源調達のあり方についてもいろいろ環境影響が生じるのではなかろうかと、そういう観点で調査なんかをしているんですが、そういった側面は、ジェトロさんはどのようにかわっていらっしゃるのでしょうか、それとも、今のところは余りかわりはないのでしょうか。

原科委員長 今回の点はいかがでしょうか。

山田部長 ジェトロは時代とともにいろいろな役割を担ってきたわけですが、その中で輸入促進ということをやってきた時代もございます。これは主として欧米との貿易摩擦、いわゆる貿易インバランス、この是正ということで欧米からのいわゆる製品輸入の促進ということで力を入れてきたことはございます。

今、委員からご指摘ありました、例えば資源、木材とか、途上国のそういったようなものについて、特段、ジェトロが輸入促進事業展開したという実績はございません。総論的にやはり日本が黒字が多かったものですから、力を入れてまいりましたのが製品の輸入というところでございます。

満田委員 ではまだ、中小企業の輸出促進、海外投資の支援、海外投資の中にあって原材料を、より現地に近いところで調達するというようなメリットも見込んで、例えばインドネシアですとかマレーシアなど、より生産現場に近い場所に立地を移すということもあり得るかとも思うんですね。現にジェトロさんはインドネシアでゴム産業についてかなり環境促進活動をなさっているんですが、そういった意味において、原材料の調達をよりグリーンにしていくとか、そういったようなことも考えられると思うんですが、その点に関してはいかがでしょうか。

山田部長 過去を振り返ってみまして、私の記憶ベースでありますけれども、日本の中小企業の方の海外進出をお手伝いするということはもちろんございます。そのときに、企業ですから、いわゆる原料立地、いわゆるローコストで原材料を調達するという、そういう立地形態は当然あるわけでございます。コストが勝負ですから。その場合、例えばマレーシアにパーム油を利用して、そこでそういった製品をつくるためにジェトロが後押しをして進出されたという事例はございます。

したがって、今、委員がおっしゃったような分野でのジェットロ事業もかつてはやっておりました。特に70年代後半から80年代ぐらいが多かったですね。やはりプラザ合意以降、あれだけ円高になりましたので中小企業は日本ではもうやっていけないというときに、やはり出て行かざるを得ないというときにジェットロがサポートして情報提供等を行ったということはございます。

事務局（藤崎） 一言つけ加えますと、ゴム産業なんですけれども、インドネシアで実際にそういうことをやっております、それはクラムラバーの工場の話です。工場レベルで非常に廃水の問題が深刻で、その解決のために専門家を派遣する等の事業を、ジェットロとAOTS、JODCとの連携、そういったスキームでやっておりました。

満田委員 ゴム産業の環境改善の話は伺ってしまして、非常にいい事業だなと私も感銘を受けているんですが、公害防止の観点からもう一歩、そのサプライチェーンまで広げて、ジェットロさんとしてもむしろそのプラスアルファの意味で事業をよりよいものにしていくという視点では、こういった場で検討されてもいいのかなと考えた次第で申し上げました。

原科委員長 環境配慮という点では、先ほどお話しした環境影響評価というアセスメントのプロセスをお話ししましたが、これは丁寧にするプロセスですね。ですけれども、今のようになると、あそこまではなかなか大変なので、もっと簡易型といいますか、簡単な形で環境配慮、とにかく説明責任を果たすという趣旨で、何かそういう工夫も必要かという感じがいたしました。

先ほど高梨さんおっしゃったように、ちょっと違いますからね。だから、むしろCSR的な発想といいますか、そんなことで、説明責任をいかに果たすか。その一番大がかりにやるのはアセスメントでそれなりに効果的なんですけれども、通常のアセスプロセスと違うような簡易な、コンサイスな格好でやることも考えることは必要かなという感じがいたします。

ですから、事業の内容に応じて多様な方法を考えて、目的は環境配慮をしっかりとやっているんだということをよく理解していただいて、そういう対応をします。そのときやはり、科学性と民主制というのはキーワードだと思います。科学的な分析がこうだと、民主的な手続はこうとっているんだと、ただその方法はいろいろあるということですね。だと思います。

ですから、今のようなことも、そういう疑問にどうやって答えるかというところをぜひ考えていきたいと思います。

山田部長 当然でありますけれども、そういった中小企業の方々の海外投資を支援する場合、現地の環境法でありますとか、守るべき基準でありますとか、そういう情報提供等、これはも

ちろんやっております。そこから先は企業の方のビジネスリスクをどうとらえるかと判断になります。そういう整理をしてきたわけでございます。

住吉理事 中小企業の海外投資の支援というのは、現在は、どうしても国内で食べていけなくなってしまうと海外へ出て行かざるを得ないと、そういう場合に、そうですねと、じゃ、現地でこういう情報が入りますよと、こういう問題がありますよ、こういう環境規制がございますよと、そういうのを注意して、それでこういう企業さんもありますから、合併でやるのならどうぞというようなことを今はお手伝いをしている状況で。

では、原材料をどこから引っ張ってきたらいいんでしょうかというところまでは我々もわからないものですから、むしろ単なる情報提供、現地に行って全然わからない、法律もわからないというときに、こういう状況ですよというご説明をする。それから、今度出ていかれて、出ていってから、では現地の法律が変わってしまいましたとか、というのを中小企業の方のところまでなかなか情報は行き渡りませんので、お越しになったときに、こういう状況ですよとか、あるいはメールベースでこういうふうに変わりましたよとか、そういうお手伝いはしています。

具体的に一つ一つの企業さんに、では、こういう紙の原材料をここからというような、人的余裕も知識もありませんので、そこまではやっていないということであります。

山田部長 私もハノイに駐在していて、そこで直面した問題ですが、日本の企業が出ていかれて工場を建てられて、そこで環境の法律は守ってやっていくんですけども、ほかの国の進出企業はそうはしない。日本企業の工場を含め3つ工場が並んでいると、川に汚染物質が流れると、田んぼに入っていきますから農民が騒ぐ。そうしたときに、きちっと守っている日本企業も全部まとめて抗議されるわけですよ。そこで困って何とかしてほしいとジェットロ事務所に来られることがあるわけです。

それで我々が、現地政府にエンフォースをきちっとやれというようなことを促す。中小企業が出ていって、中小企業が困られたときは我々も環境面であれ、支援しているという事実がございます。

原科委員長 松本委員、どうぞ。

松本委員 話をちょっと戻させていただきます。

ワーキンググループとしては、実は前回、これだけ複雑なジェットロの事業についてご説明を、しかも時間をとってしていただいて、一体それをどういうふうに我々はこれからガイドラインに落としていくかということが難しかったものですから、ワーキンググループを開いて、こういうふうに3つに整理をさせていただいたと。これについて、実は一番ここで皆さんにという

か、委員の方々、あるいはご出席いただいているジェットロの方々には伺いたいのは、この3つに大きく分類することによって、おおよそジェットロの事業をカバーし、かつ個別のスキームごとではなくて、こういう大きなくくりの中で業務フローをこれからお話いただき、そのフローの中で一体どういう環境社会配慮の必要性、あるいは可能性、あるいはどういうツールをそこで使えるのかという議論をしていくというやり方でよろしいかどうかということ、一応ワーキンググループとしては皆さんのご意見をいただいて、もしそれでよろしければ、一たんこの業務フローの議論をしていただいて、今のような、今のような議論は非常に重要だと思いますので、具体的な話に移ったらどうかというふうにちょっと提案をしたいと思います。

原科委員長 ジェットロ事業を3つに分けるといふ、このご提案ですけれども、業務スキームとの関係なしといふのはどういうことになりますか、業務スキームと関係してくるんじゃないですか、そうじゃないですか。

松本委員 いや、詳しい業務は、先ほどの横長に事業分類という形で、前回お話いただいたジェットロの組織と事業のご紹介というところで非常に細かく事業をご説明いただいたんですが、これを我々としては、ワーキンググループの中では3つ、日本に入ってくるもの、日本から外に出ていくもの、そして案件形成のための調査という、大きくいえばジェットロの事業といふのは、この3つ。

原科委員長 では、事業特性によって分けて、スキームはいろいろなものが入っているということですね。

松本委員 そういうやり方でいいのかなんです。もちろん切り方としては、例えば情報提供の環境社会配慮とか、あるいは案件形成のとか、分け方はいろいろ考えられると思うんですけれども、我々は、日本から外に出てくる、日本に入ってくる、案件の形成という3つに大きく分けて業務フローを理解していけば、おおよその環境社会配慮の議論がここでできるのではないかと。

原科委員長 その3つの分類ごとにスクリーニングするような考えになりますか。その辺はどうでしょうか。通常の方法だと、スクリーニングという考えですね。どの程度の環境配慮をしなければいけないかといふのは。

柳副委員長 その関連ですけれども、先ほどからちょっと話がある環境社会配慮的なガイドライン、例えばJBIC、JICAでやっているようなものと、それからCSRの話がありましたが、CSRガイドライン的なもので、企業の社会的責任ですから、それは環境管理の発想で説明責任だとか、法令遵守だとか、そういうものを果たしていくというようなもの、それが



どうも、このジェットロの場合では両側面があるといいますが、その両側面でとらえていくのか、それを少し明らかにしておく必要があると思います。例えばここで、ワーキングでされたような、2.の のようなことについては環境社会配慮ガイドライン的なものを形成していくのか、それ以外の事業についてはCSR的なもので整理していくのか、そういったやり方はあるとは思うのです。全体としてどういう方向性で行こうとしているのかというのが、今の、この議論で少し整理しておいた方がいいとは思いますが、それはいかなものなのでしょう。

事務局（植田） この資料をつくる段階で、これでほぼジェットロが今現行やっている事業というのは網羅というのはされております。ただこれは、ちょっと私もつくったということで、どうしてもここに落とし込めなかったのは幾つかあるのは事実でございました。例えば、先日お配りしたA4の横表の1の でございますけれども、地域の国際化、地域の経済交流というのをやっておりますけれども、これは輸出があり、輸入があり、対内投資、対外投資、全部ありますので、どこかこのどれかに入れるというのはちょっとできなかったというのがあります。

それからもう一つが、2.の の海外への情報発信、これの万博の支援とかこういう部分。これはまた輸出入、貿易、投資と若干違うところがございますので、ここは入っていないというのがありますが、それ以外は基本的にはすべて研究、それから情報提供などを含めて入っているということでございます。

柳副委員長 アセス的な発想からいくと、対象事業というものをある程度最初に、要件によって、日本の場合、ほとんど規模要件でやっていますけれども、そういうふうに、ある程度事業の種類によってもう分けてしまって、あとは、よくわからないようなのはスクリーニングをかけるような仕組みで、どっちに行くかというのは会議で決めていってしまうというような仕組みを考えているのか、アセス的な発想でいくとそうなっちゃうわけですね。まあそういう形でいきましょうということになるのか、要は環境社会配慮的なものに落とし込むものと、それからCSR的なものに落とし込むやつを、最初はもうある程度、規模要件とか事業の内容でもう分けてしまって、それではっきりしないようなやつは、それをスクリーニングにかけて整理していくというような方向性で考えていくのか。

先ほどの皆さんの話を聞いていると、どうもそういうような方向性でやったらどうかというようなことがちょっと見えたんですけども、そういった理解でよしいのかどうかですね。

原科委員長 今の件に関しても、ちょっとご意見いただきましょう、もうちょっと。ほかにございますでしょうか。

山田部長 3つの分類ですけれども、調査部門、研究部門はジェットロはあるんですけれども、このOUT - IN、IN - OUT、案件形成、ここに書かれていない調査研究というのは除外された扱いになるのでしょうか。

事務局（植田） この図の中でご説明いたしましたように、調査研究部門というのはすべての事業を支える土台になっていますので、表には入っているということになります。

山田部長 そういう認識でいきますと、この3グループで一応全ジェットロの整理をしてという、そういう理解でいいですか。

事務局（植田） そういう形になっています。

住吉理事 3グループに分けて、そのおのおのというか、この3番目の案件形成は1つだと思っんですけれども、このOUT - IN、IN - OUTの中にいろいろな事業が混じっているわけですね。その中で、恐らくほとんど対象にならないんじゃないかと思う事業もあるし、ひょっとしたら対象になるのかなという事業もあるしという、その辺の類別はどういうふうに、こういうふうに分けた上で、それじゃ、その中で対象にした方がいいとか、全然対象にもならないとかっていうように分けていくのでしょうか。

原科委員長 どうぞ、松本委員。

松本委員 ワーキンググループでそこまで議論はしたわけではありません。ただ、先般から皆さんご指摘のように、JICA・ジェットロに比べて多様な事業をされていますので、それぞれについて議論するというのは現実的ではないという判断から、大きくくくった方がいいのではないかと。ですから、これもきょう恐らく議論する点だと思っんですが、業務フローを知った上で、つまりここに、例えば輸出品目の中にこういうものが入ったらまずいのではないかと、いうチェックリストをつくったらどうであるとか、非常にそうなるかどうかわかりませんが、例えばですね。あるいは对外投资をするとき、カントリーリスクだけではなくて、こういう社会状況について基礎的情報を集めた方がいいんじゃないかと、例えばそういうような議論は、恐らく細かい事業ごとにどうこうというよりは、ジェットロの事業によって日本の企業が外に出る。日本の企業が外に出る、あるいは日本のものが外に出ていくときに気をつけなければいけないことは何であるかというようなくくり方。それは、どの事業であるかとは別に、そういうタイプの事業のときはそういうことに気をつけるべきではないとか、逆の場合はこうではないとか。

ワーキンググループの中で、ざっくりした議論の中でちょっとあったのは、そういうような考え方であって、細かい一つの事業がどうという考え方ではない。特に、きょうお話し

だくインバウンドとアウトバウンドについては特にそういうような考え方ではないかと。もし、違っていたら、高梨委員にご指摘をいただきたいと思いますが。

村山委員 こういう区分けをした背景というか、根拠としては、環境とか社会配慮ということを見ると、日本はある程度制度とか規制は整備されているわけですね。ですから、入ってくるものについては、そういうことを守っている限りそれほど大きな問題はないと思われま。ただ、ちょっと私個人的にはリスクの研究をやっていますので、先端技術のような問題が出てきた場合、確かにいろいろな可能性はあるんだけど、もしかすると将来何か問題が起こす可能性もないわけではありませので、その場合に何か配慮をすべき事項があるかもしれないというような気がしたので、一応そのインバウンドについても残しておいた方がいいんじゃないかというようなご意見を申し上げました。

逆に出て行くほうについては、日本に比べてやや制度的に劣る、あるいは規制も十分ではないという場合もあり得ますので、そういった点については、やはり配慮していくことが出てくるだろうというようなことが議論されたと思います。

そういう意味で、ちょっと事業とは別でこういう区分けをして、考慮すべき点を整理した上で、事業別にするのか、あるいはこういった区分けですずっとやるのか、そういったことを少し整理してはどうかというようなことだったと思います。

原科委員長 では、今の関係で。

高梨委員 補足だけ。

私も3時間にわたってお話聞きました。そのとき非常に詳細な内容にわたって説明いただいたものですから、それをここでもう一度やるというのはどうかということ、むしろ大きなくくりとして、先ほど言った4つに分けて、INとOUTと。通常、従来、JICA、JBICさんとやっていた案件形成というものが中心だろうと。

個人的には、先ほど柳副委員長が整理されたようにCSR的なものが、このIN、OUTの方の問題かなと思っておりますけれども、そこはワーキンググループで決めつけるのではなくて、こういうように一端業務フローをここで解説していただいて、そこで委員の方にご議論いただいて、最終的にどういうふうに着くかで決めていただいたらどうかと思います。だから、最初からこれはCSR、これはガイドラインだとかいうようには分けなくて、とりあえず初めの切り口としてこういうふうに分けてみた。

きょう、たまたまこの案件形成のところは、事務局の方のお話ありましたように用意されていないということで、こちらの方は次回にということですので、比較の上で本当はあった方が

よかったかもしれないんですけども、とりあえずきょうは、それ以外のところをこういう形で整理してみて、議論していただいたらどうかということワーキンググループで議論しました。

以上です。

原科委員長 今、手元にこの図、4つありますけれども、I N、O U T、I N、O U Tとありますね。そうすると、これ順番何か意味あるんですか、特にないですか。

事務局（植田） とりあえず、お配りした順番は、この横表に掲載されている順番でやりましたので、あるいはI N、I Nでまとめても全然問題はありません。

原科委員長 それで、一つ申し上げますと、私はC S Rと、それからアセスメントプロセスを二分法に分けるのではなくて、C S Rがまずベースで、それをさらに個別具体的な手法の一つとしてアセスメントというのがあると思うんです。そんなふうに整理した方がいいと思いますけれども、私は。

そういう意味で、先ほど最初にC S Rという概念はまず必要かなと申し上げたんですけどもね。C S Rがまずあって、それでいろいろな方法があると。より丁寧にやらなければいけない場合にはアセスメントというプロセスをとるとのことだと思えます。その意味では今おっしゃったようにI、Oと分けてというようなことで、大きな枠の中でまず考えてやっていくんだと思えますけれども。

そうするとC S Rの仕組みもつくらなければいけないということになってくるのかな、これは。ちょっと大変になってきます。

どうぞ、吉田委員。

吉田委員 今、どういうふうに分けたら後々いいかという議論に関していうと、この特徴、ジェトロの、我々の課題の特徴は、ステートが2つあるという、向こうという相手があった、したがって主権が違うところで、しかも公的じゃなくて民間であるという、主体であるという非常に複雑な構造をしていると思うんですね。

やはりそういう中で、我々のつくるものがハーモニー、ほかの国とかインターナショナルでハーモニーがなくてはいけないと思うんですね。ということは、日本だけ違ったことをやったり、日本だけがということは、日本の企業にとっても非常に不利益をこうむる場合も起こり得るしということで。

それと分類も、できれば国際的なルールとか規制とか制度とか、そういう枠組みで仕切れる、仕切れないと、そういう分類の仕方があるんじゃないかと思うんですが。

例えば今言ったIN - OUTという、OUT - INという形、いや、そうじゃないよと、貿易か、投資かだよという。それは、実は国際的な枠組み、ルールとか、今までの歴史的な経緯とか、インプリメンテーション、モニタリング等々もその仕組みになっているから、貿易と投資の方がいいんじゃないかとか、そういう議論もちょっとした方がいいような気がするんですね。後々行ったときに、どうもちぐはぐ、ほかの国際協定と国際ルールと全然うまくかみ合わないというようになってしまうと非常に使いにくいというか、混乱を来して、民間の人はやはりイコール・フーティングで、要するにほかの国、ほかのところの企業と競争しているわけですから、その中で平等な基盤というものを、というそういう意図も当然入ってくる、そういう視点からいうと、やはりちょっと、その分類のクライテリアをそういう視点から考えてみてはどうですかという提案です。

原科委員長 別な枠組みで整理した方がいいと、貿易と投資とか。

吉田委員 それは僕もよくわからないんですけども、貿易と投資でやった方が、きっとWTOのルールにぴしっと入るとか入らないとか、そういう何か、ちょっと勉強不足でその辺はよくわからないんですけども。

原科委員長 インバウンド、アウトバウンド、それぞれ貿易と投資、分かれて4つになっていますから、二かける二が四のクロス表になっております。この4つの分類は。

田中委員、どうぞ。

田中委員 JICAのガイドラインの状況も、少しご参考までにお話ししたいと思うのですが、こここのワーキンググループの方のご報告の中の 番の内容の、2)の に、すべての事業をガイドラインの中で一律に扱う必要はなく、軽重をつけるべきと。これはいわゆる、メリハリをつけるという意味だと思うのですが、これは全くそのとおりで、私どもJICA事業でもそういうメリハリをつける形になっています。それは何かと申しますと、私どもは世界銀行の環境社会配慮にかかわるガイドライン、それからJBICの皆さんが世界銀行の例などを参考にしながらつくられたガイドライン、それらを参考にしながら、事業を実施する機関としてのガイドラインを作って参りましたので、今、吉田先生がおっしゃられたように、国際的なスタンダードでどう考えるかというのはとても重要なことでした。

ですから、私自身は、今、吉田先生がおっしゃられたように、これからジェトロの皆さんがつくられるこのガイドラインが国際的に見てどうなのかということころは、多分相当大きな意味を持ってくると思います。日本だけで作りましたということだと、それはほかの国から見てどうなんだという話がまた出てくると思いますので、そこが一つポイントだと思います。

JICAの例を申し上げますと、すべてのJICA案件、相手国から要請が来るんですけれども、開発調査事業、無償資金協力のための調査事業、それから技術協力プロジェクトと申しまして、例えば専門家の方がいる国の、例えば環境分野で言えばラボラトリーの立ち上げを支援したり、あるいは病院のプロジェクトで、お医者さんとか看護師さんが行って仕事するようなプロジェクトも、すべて環境社会配慮ガイドラインの枠内で、相手国政府が要請をする段階で、環境社会配慮のフォーマットに書き込んで要請書を出すようになっています。

その中で、JICAの場合は、世銀とかJBICもそうなのですが、カテゴリ分けをしております、カテゴリA、カテゴリB、カテゴリCとなっております。

カテゴリAというのは、例えば道路、港湾、鉄道、空港、こういったような事業です。それからダムとか、大規模灌漑、こういった大規模インフラについてはほとんどがカテゴリAになります。これはもうフルスケールの環境アセスメントを、その要請国自体でしなければいけないという形になっているのが多いということになります。

カテゴリBと申しますのは、同じようなインフラ案件でも、ややその規模が小さくて、環境社会影響があるが、フルスケールの環境アセスメントまでは必要なかろうというものについては、Bという形になっておりますけれども、私どもはそのAとBについてはきちんとした対応をするという形が今とられています。

それからカテゴリCというのは、環境社会配慮は普通もういらないだろうというものです。たくさん要請が来る中の多くはそれなんです。その場合に、例えば病院プロジェクトをやったときに、では全ての病院のプロジェクトがカテゴリCかと申しますと、実は、その病院から出てくる医療系廃棄物はちゃんとした専用の焼却炉できちんと処理をしなければいけないということになりますと、そうするとカテゴリCじゃないのです、この場合の病院プロジェクトは。これはカテゴリBとか、そういう形になって、ちゃんとそこは環境社会配慮をしようとなります。

それから、環境センタープロジェクトというのもやっているのですが、環境センタープロジェクトで、ラボラトリーで水質とか大気の実験をしたときに、いろいろな有害物質を使うこともありますし、それを外に出してはいけないものですから、環境センターが汚染物質を出しているというのは話にならないのです。そのために環境センターの建物の外には有害なガスを、スクラバーと申しまして、除去する装置ですとか、ラボラトリーから出る有害な廃水を処理する装置、こういったものを入れますと、いわゆるそういうセンター物のプロジェクトにつきましても、これはカテゴリCということにはならないのです。今度はカテゴリB

に上がってきます。

そういう事例から申し上げますと、恐らく私自身は、この分類は、ワーキンググループの皆さんが3つでどうかっていうお話なのですけれども、それはそれでよろしいと思います。

一番、やはりガイドラインにおいて、ジェトロの皆さんが作られるガイドラインの中で中心になるのは、この表の2ページについております、我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援の中の案件形成のための初期調査、プロジェクト案件形成調査、開発途上国と書かれているこの部分が、やはりどうしても一番大きな議論になると考えます。ガイドライン上でいいますと、例えばカテゴリAとかBとか、Cにはならないような案件も含まれているものになってくるのではないかと、そういうふうに思います。

恐らく、今後ほかのカテゴリでご議論をこれからされていくことになると思うのですけれども、例えば中小企業の方が、ある国に行く場合に、日本でも旧公害防止事業団、環境事業団が、例えば横浜の金沢区で中小企業のための工業団地を作って、そこではもうガスと電気以外はエネルギーとして使わない形で、かつ食品加工の工場は食品加工工場群として一つの排水処理プラントを持って、あるいはメッキプラント工場はメッキプラント工場群で同様の処理プラントを持っていると、そういうやり方をしながら、実際に中小企業の方たちも公害対策に努力してきているわけです。これから途上国にそういった方々が立地する場合に、そういった公害対策を、できるだけ早目の段階で考慮した上での立地を考えるには、この環境社会配慮上でどういうふうな取り組みが大事かとかいうところも一つ大事かなと思います。

それからもう一つは、インドネシアなどでは最近コピー用紙なんかを日本に相当輸出されているわけですが、今インドネシアでも日本の環境省の方がエコラベルの専門家として行かれて努力をされてやっておられますけれども、不法伐採でとられた木で作られた紙じゃないということあたりが、やはり非常に今重要になってきていると思います。

最近では、日本に対するコピー用紙の輸入も、昨年あたりいろいろな状況もあるのか、コピー用紙の輸入が少し減っているということも聞いていますので、例えば、そういういわゆる印刷用紙、あるいはコピー用紙なんかを輸入する場合のときの環境社会配慮的な何かマインドが必要であるという議論もあれば、それはそのテーマで議論するときに役に立つと思います。ではガイドラインとしてどう考えるかとか、あるいはガイドラインまではいかなくても、先ほどのCSRとおっしゃるんですか、そういう考え方をどう入れていくかとか、そういう意味で、メリハリをつけたご議論をこれからされたらよろしいのではないかと、そういうふうに思いました。

以上です。

原科委員長 ありがとうございます。

今、JICAの具体例をお話いただいたのでご理解いただいたと思いますけれども、最初おっしゃったA、B、C、あれスクリーニングという言い方をしておりますけれども、そういうことで軽重をつけるようなことをやっております。

これはJICAだけじゃなくてJBICのシステムもそうっておりますし、我々が参考にしたワールドバンク自体がそういう格好ですね。大体そういうのが国際間多くっております。A、B、C。

ただ、今、AとBが、Aが通常のフルアセス、Bが簡易アセス、それでCは特段のことをしなくてもいいということになっておりますけれども、ジェットロの場合には、今おっしゃったように、いろいろなもののやり取りもありますので、むしろCカテゴリーのところには、先ほどCSRは行うとか、というようなことで、全体がCSRですけれども、アセスという格好ではないCSRはやっていくとか、そんなようなことが必要かなっていう感じを受けました。

だから、CSRの枠組みをまずつくることも一つ、あわせてやらなければならないという感じがいたします。

どうぞ。

清水部長 今の田中委員からのお話はJICAでやっていらっしゃることをベースにお話いただいたんで、例えば、ご指摘のあったこの案件形成のようなものについては比較的ストレートにはまりやすいものだというふうに理解しますし、ただ、その前提条件として、先ほど高梨委員がおっしゃったように、相手国からの要請があるものでないベースのものをジェットロがやっているということで、そのまま適用できるかどうかということですね。JICAさん、JBICさんのものをガイドラインにしつつ議論をしていくというやり方は適切なやり方だと思っておるんですけれども。

CSRのお話が先ほどから出ているのが、私にはちょっとわかりにくくて、CSRってそもそもどういう定義で皆さんがしゃべっていらっしゃるか一つわからないということと、それから原科先生とそれから柳先生は、そもそもCSRがベースにあって、その中の部分集合としてガイドラインで適用するもの考えるべしというお話と……。

原科委員長 アセスと。

清水部長 アセスと考えるべしというお話と、それと、もうカテゴリそもそも分けてしまえという柳先生のお話が、私にはちょっと違うご説明をされているようにも聞こえるんですけれ



ども。

そのあたり、ワーキンググループの中でどういう整理をされたのかということと、CSRの定義を皆さんがどう考えていらっしゃるのかというところを教えていただけると議論がしやすいのかなというふうに感じた次第でございます。

原科委員長 ガイドラインのワーキンググループでそのような議論をされましたか。それは、したかどうか私はわからない。

松本委員 していません。

基本的に我々が重視したのは、ワーキンググループの段階では落とさない、つまりジェットロガイドラインとして議論をしようとしているものですから、案件形成のための調査が重要だという認識は持ちつつも、それ以外について、やはりちゃんと議論をした方がいいと。その議論をどういうふうにしたらいいかといえば、こういうふうに分けて、しかもやはり業務フローとかを理解をしないと、本当にできるのかどうかということもわかりませんので、くどいようですけれども、我々とすれば議論がしやすいように、大量にあるジェットロの事業を、この場で議論しやすいように3つに分類し、しかも案件形成の調査は恐らくこれから時間がかかるでしょうから、まず最初にINとOUT、インバウンドとアウトバウンドについて、どの程度のことをやるべきなのかどうかという議論をまず先にやった方がいいのではないかと。案件形成の方はいろいろな蓄積がありますから具体的な議論はできると思いますが、ここは非常にジェットロ独自というか、JICAやJBICにないところ、まずここから議論をしたらどうだと、議論の仕方としては2つに分けて、INとOUTに分けて、業務フローを説明していただき、そのときのツールを説明していただくことで、我々として何ができるのかという議論ができるのではないかとということで、くどいようですが、我々は議論しやすい枠組みをここにご提示しているので、この提示された枠組みでは議論がしにくいということであれば別の枠組みに組み直さなければいけないという、ワーキンググループでやったことはただそれだけです。

原科委員長 それでは、CSRの定義、ほかにございますでしょうか。

村山委員 先ほども申し上げましたように、あくまで議論のための区分けということで、これで最終的にこういう形でガイドラインつくるということではありません。

原科委員長 そうですね、ワーキンググループのミッションという.....。

村山委員 ですから、先ほど吉田委員がおっしゃったように、最終的にはやはり投資と貿易を分けないといけないかもしれないけれども、環境社会への影響を考えると、こういう区分けの方が議論しやすいのかなと考えております。あくまで議論のための分類ということですね。

原科委員長 では、CSRの概念についてのご意見ございますでしょうか。

柳副委員長。

柳副委員長 意見ということじゃないですけども。

CSRというのは、企業の社会的責任というふうにいわれています。コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティですから、レスポンシビリティというのは道義的な責任で、法的な責任じゃないです。ですから、損害賠償だとか、そういった法律で使う責任議論とはまた違うところがある。法律の方はライアビリティといって、これは損害賠償とかそういうものに使われますけれども、あくまでもCSRというのはレスポンシビリティといっているわけですね。

従来、環境の配慮というのは、ISOのように基準を統一していくということで、日本は、ISOの加入率で世界1位になっていますけれども、そこでも環境に配慮するというISOの14000シリーズの環境管理とか、そういう形で環境配慮を自主的にしています。それは企業として、またはいろいろな団体としての環境の管理ということのみずからがやっていくということです。

そういった基準はありますけれども、CSRというものがそもそも出てきたというのは、そういったISOにかわる日本的な発想でいこうというのが、おそらく経産省においても基準認証のユニットの方が、CSRというものをもっと日本の中で広めましょうという話をされてきましたので、そういうことから考えると、CSRは投資を呼ぶというんですか、環境投資というのがもう一つの側面にあります。お金をたくさんその企業に投資をしてもらうためには、企業自体が環境的に健全でなければいけないという、そういう発想があって、日本に定着させようということで、いろいろな関係団体もCSRの考え方を今広めようとしています。

また、私の理解しているCSRというのは、そういう意味では、企業みずからの健全性というものを外部に報告するというものです。従来はいろいろな企業は環境報告書というものをアウトプットしていましたが、最近はCSR報告書という形で、環境管理というのはその中に取り込んで、それで、それをアウトプットしていると。それは、一つは投資家に対する説明責任ですし、また、多くの投資家を呼び込むための、やはり企業としての責任をそういう形で果たしている、そういうものだと僕は理解しています。

原科委員長 高梨さん、いかがでしょうか。同じようなことで考えておりますか。

高梨委員 ええ、基本的にそうだと思います。

何か詳細な議論に入る前に、形式の方を余り議論してしまうのでなく、実際に皆さんに内容

の業務フローに入っていた方が、また十分にわかるのではないかと思います。

原科委員長 では私から一言申し上げます。

今、柳先生がおっしゃったようなことで、日本で始まったということでございますけれども、そこに若干危険性があるので、私、CSRをもっと広い概念で考えなければいけないと主張をしまして。つまり、きちんとしたプロセスをやらないで、自主的対応ということで簡単に済ましてしまうということになりがちなんですよね。非常に危険なんですよ。

だから、CSRをしっかりとやると思うなら、本格的にやるのだったら、アセスメントというものは、CSRのほんの一部だと考えた方がいいというのが私の言い方なんです。ですから、そういう意味で、まさに道義的責任を果たすためには、法的な手続がなくてもきちんとそういう手続、よりいい方法があればそれも活用すると、だから中身はいろいろな方法論があるんだと思うんですね。ということで、アセスメントはその一つの具体的な方法の代表だと思います。

それで、今ISOも私の概念ではその一つのやり方なんです。ISOを使うかどうか、あるいはそれ以外の方法も使うと。要するに、企業の側が説明責任を果たすということです。そういう意味では、今おっしゃったように、対象はいろいろあります。投資家に対する説明責任もありますけれども、特に海外展開でも、やはり相手国の政府とか、相手国の地域住民とか、社会に対する説明をどうするかとか、そういうことだと思います。

CSRという大きな概念というのはそういうふうな意味なんです。ですから、A、B、C、カテゴリ分けすることは、A、Bはそういう意味ではアセスとか通常は丁寧な方法をやるけれども、B、CとついているカテゴリであってもCSRという立場、考え方できちんと説明責任を果たしていくと。ただ方法論は、何もアセスメントの方法にこだわらなくてもいいというふうな考え方です。

川村委員 一つよろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ、川村委員。

川村委員 CSRの議論なんですけれども、確かに日本の場合は、かなり企業が自主的にやっているという傾向が強いと思うんですけれども、国際的には、やはりかなり住民だとか、あるいはNGOによる批判だとか監視の中で随分やらざるを得なくなってきたということはあるかと思います。

その関連で言うならば、やはり企業の道義的責任といったときに、その道義性の基準は一体何なのかということで、かなり議論も積み重ねられてきているように、私は必ずしも専門的に勉強しているわけではないんですけれども、理解しております。

例えば、国連のグローバルコンパクトのような枠組みだとか、あるいは一部のNGOや企業が参加しているグローバルリポーティングイニシアティブというふうな言われ方でされているようなCSRの果たし方、あるいは企業の社会的責任に関する基準、これまた一部ですけれども自発的につくって、それを適用しているような動きもありますし、特に金融業だと、いわゆるイクエイター・プリンシパル、赤道原則というふうに言われているような規範というのを、途上国で投資を行うときは守っていかなければいけないというような議論もされているように理解しております。

だから、どこかの段階で、そういう国際的な議論、もちろん、それをそのままやらなければいけないということではないと思うんですけれども、どういう議論がされているのかということとは一度押さえるというのをやって、CSRに書かれるような部分の整理の参考にしたらどうかというふうに思うんですけれども。

原科委員長 わかりました。それはまあどこかというか、あまり時間がないので、今日はさっさとやりましょう。次回から、それはそれでやりましょう。今はそんなところできょうはそういうまとめにしておきましょう。

では、今、分類を3つに分けていただきましたけれども、たまたまこのインバウンド、アウトバウンドは、先ほど吉田委員がおっしゃったように、貿易と投資と一応分かれていますね。

吉田委員 今言ったのは、グローバルコンパクトがCSRに結びつくように、ただ投資と直接結びつく国際的な、それをちょっと勉強しないとイケないなという意見です。

原科委員長 それは次回ぐらいに早速情報を提供いただいてやりませんか。スタートが大事ですからね。それは次回の宿題にしておきましょう、情報を集めていただいて、それに対する議論をするということで。この3つの分類という枠組みに対してはもう一回残しておいて、次回にもさらに議論することにしましょうか。それとももう少し議論しますか。情報がちょっと欠けていて議論をしてもしょうがない。いかがでしょうか。

満田委員 よろしいでしょうか。

原科委員長 どうぞ。

満田委員 この業務フローについてご説明いただきたいなと思っているのですが。

原科委員長 そうですね、せっかくこの資料を用意してあります。では今は、この議論については次回にしますけれども、きょう用意していただいた資料をもうちょっと詳しくご説明いただいた方がいいと思います。そういたしましょう。

では、これはどなた。

吉田委員 コーヒーブレイクがそろそろあった方が。

原科委員長 ああ、コーヒーブレイク。(笑)では皆さんがちょっともじもじし始めましたのでコーヒーブレイクにいたします。10分ぐらい。12時から始めましょう。その前に、コーヒーブレイクの前に、稲垣委員がご到着ですから、ちょっとごあいさつ一言お願いします。

稲垣委員 すみません、おくれて参りまして。

経済産業省で通商政策課長をしております稲垣でございます。

ちょっといろいろな急な異動で、11月1日付で今のポストに来ましたので、まだばたばたしておりまして申しわけございません。よろしく願いいたします。

原科委員長 時間になりましたけれども、しばらく10分ぐらい食事の時間にします。

午前 11時53分休憩

午後 0時20分再開

原科委員長 お待たせいたしました。それでは再開いたします。

まず、先ほどの資料のご説明をいただきたいと思います。

インバウンド、アウトバウンド、4つ資料を用意していただきましたので、このご説明、ジェトロ植田さんでよろしいですか。

事務局(植田) それでは、対日投資、輸出促進、対日アクセス、海外投資ということで4枚お配りしております。

まず対日投資につきましては、長島対日投資課長からお願いいたします。

長島課長 対日投資部の長島です。対日投資事業について簡単にご説明させていただきます。

ジェトロの対日投資事業は、対日直接投資、すなわち外国の企業に日本に来ていただいて事業を展開していただくということを促進する、お手伝いするという事業であります。ですから、証券投資ですとか不動産投資ですとか、そういうものは対象にはなりません。

日本に来て事業をしていただく入り口のところのお手伝いをするということではありますが、日本に来て事業をしていただく以上、環境関係を含めた日本の法令に従って事業をやっていただくのは当然のことと考えております。

外国企業が新しい技術ですとか、ビジネスモデルですとか、経営ノウハウですとか、そういうものを日本に持ち込んでくれることで、日本経済の活性化ですとか、競争力の強化、雇用の増進というようなことに役立たせるということを目指しております。

日本に拠点をつくってもらおうというのが目的ではありますが、拠点としては販売サービス拠点ですとか、R&D、研究開発の拠点ですとか、アジア地区での事業を統括する拠点ですとか、

ちょっとアジア諸国との競争ではなかなか難しいんですが製造拠点ですとか、いろいろなタイプの拠点が考えられると思います。そのフローをこの図に書いてみました。

一番上の黒い矢印を見ていただくとわかると思うんですが、まず広報・情報提供から始めて、その次に、そういう活動を通して候補となる案件を発掘していく。やはり企業を誘致するためには、来てくれるだろうなと思うような候補を探していかなければいけませんので、これは年間1,000件の候補案件を発掘することを目標としております。

その発掘した案件と企業とやり取りをしながら実際の日本での拠点設立に結びつけていく、これが立ち上げ支援であります。この段階では年間110件の企業が、ジェット口の支援で日本に拠点を設立するというのを目的にしております。

日本に来る企業というのは、最近では地方へ来る企業もふえておりますが、圧倒的に東京・首都圏に来る企業が多々ございますので、最初の入り口はそこでお手伝いをするわけですが、その後、さらに地方に二次投資を行うというような場合にもこの支援を行っていくという、このステップ1、2、3、4という流れになるかと存じます。

それで、ステップ1、2のところでは、主体はジェット口の海外の事務所がメインプレーヤーとなります。ジェット口、七十数カ所の事務所がありますが、対日投資事業では主に欧州、北米、東アジアの事務所40カ所ぐらいが中心になります。

広報・情報提供という意味では、日本を知ってもらう、日本の投資環境を知ってもらうためのシンポジウム、セミナーの開催、これが、先ほど申し上げました、欧州、北米、東アジアの地域で大体、年間130回ぐらい開催しております。それから、ウェブサイトの運営、メルマガ、またそれら広報事業に使うパンフレットの作成。またパンフレットの作成ですとかウェブサイトとか、そういうものにつなげるための関連の調査というようなことをやっております。

そういう事業をやっている中から、シンポジウムに来てくれる参加者を当てるですとか、または向こうからご相談に来てくれる企業を捕まえてくるという語弊がありますが、参加者を募るとか、そういう形で企業訪問をしながら案件を発掘していくということになります。ですから、これは大体海外の事務所に、年間1,000件と申し上げましたが海外の事務所にニューヨークは何件とか、パリは何件とかいう目標を持ってやっております。

その企業訪問だけじゃなくて、海外の見本市ですとか、商談会ですとか、また有望な企業については日本に招聘するというようなこともやっております。

それで、そういうような活動で候補案件が形成されるわけでございますが、それを立ち上げ支援の方につなげていくということになりますと、今度は主体は、メインプレーヤーは東京本

部の方になってまいります。

東京本部、この7階にI B S C、対日投資ビジネスサポートセンターというのがございまして、そこで職員及びアドバイザーによるコンサルティング、人材確保ですとか、物件を探すですとか、社会保障関係の手续ですとか、会社を登記・登録するための手続ですとか、税務関係とかそういういろいろな側面にわたってのコンサルティングを行っています。また、そこには32のスタートアップオフィスがございまして、これは対日投資の初期段階というよりも、準備段階において、日本で物件を探したり、人材を探したりというそういう活動をするための事務所をお貸ししております。基本的には大体50営業日というところで、2カ月程度をマキシマムに使っていただいております。そこで、そういう手続に関する支援、また情報提供、マーケット情報ですとか、企業情報、制度に関する情報等のお手伝いをしております。

それで、特に2003年の5月から、このジェトロのI B S Cができたときなんですけれども、そのときに各省庁すべてに対日投資総合案内窓口という窓口が設置されまして、そこと緊密なネットワーク、連絡を持っておりまして、ですからその案件企業が、例えば厚生省のこの制度について知りたい、この制度にうちの事業は問題ないかというような場合は、その窓口を通して各関係官庁に問い合わせをして答えを得るということをやっております。

それで、二次投資につきましても、その立ち上げ支援と大体同じようなサービスを、コンサルティングですとか、情報提供ですとか、そういうことをやっていこうと思っております。

ちなみに、対日投資ビジネスサポートセンター、I B S Cは東京だけではございまして、東京のほかには横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡にございまして、そのうち横浜と神戸については地元の自治体と共同運営という形をとっております。

それで、その一連の活動をする中で、自治体、実際に企業が来る場合は日本へ漠然と来るといことはあり得ませんので、どこかの自治体へ必ず来るはずですので、自治体との連携というのに我々は非常に重点を置いております。そういう意味で地方のI B S Cを置き、また地方のI B S Cのないところにおきましても、36カ所のジェトロの支部、貿易情報センターを持っておりますので、そのネットワークを活用して地方の情報を提供していくとか、特に地方の誘致の支援といいますと、この括弧の真ん中のちょっと下の方の四角に書いてありますが、自治体が誘致戦略を立てるためのリサーチをするですとか、自治体が広報をするとか、企業誘致のためのイベントを行うとか、企業を招聘するとか、企業の立ち上げ支援をすると、この4つのステップで総合的に自治体のサポートをしております。

また、それを補完するものとして、外資誘致セミナー、ワーキンググループ。これは、誘致

セミナー、ワーキンググループは大体自治体で戦略を立てる上で、地元の経済界等に広く情報提供を行うと、その意見を吸い上げるというものであります。

また、人材育成スクールというのは、地方自治体の皆様、日本国内の企業の誘致にはなれていらっしゃるかもしれませんが、外国企業の誘致には必ずしもなれていらっしゃるらないので、その自治体の誘致担当の皆様を対象に、外資系企業の誘致ということのノウハウを勉強していただくというようなスクールもやっております。

それからインダストリアル・ツアー、これは特に東京・首都圏に既に来ている企業に、なるべく地方の状況を見てもらうというものでツアーを企画しているものであります。

そういう形でジェットロは地方、特に地方自治体、地元企業、商工会議所、地元の産業クラスターと連携しながら以上の事業を進めております。

以上であります。

原科委員長 ありがとうございます。

傍聴席の方にも聞こえるように、本当は拡声していただきたかった。今は大きな声でよかったんですが、今のような形でお願いいたします。

それから、時間がちょっときつくなったので、もうちょっとコンパクトでお願いできたらありがたいと思います。

では、次お願いします。次はどなたですか。

事務局（植田） 続きまして、輸出促進の業務フローにつきまして、ここから先は事務局よりご説明をさせていただきます。

原科委員長 インバウンドを進めた方がいいんじゃないですか。

事務局（植田） では、インバウンドということで、対日アクセスの業務フローを説明させていただきます。

対日アクセス、日本への輸出ということでございますので、そのフローにつきましては貿易のステップが1から6ということで書いてございます。

市場調査から始まりまして、実際の取引を経て最終的には対日投資ですので、日本の拠点設立に結びつくような流れでございしますが、その前段階としてジェットロは2つの仕事をしておりまして、1つが発展途上国、開発途上国における有望製品の発掘というところでございます。もう1つが対日ビジネス人材の育成という、これらがジェットロの大きな役割になっております。

それで、その下のピンクの欄の中がジェットロがやっている事業でございますけれども、まずその前段階の開発途上国の産業育成の有望製品の発掘の部分でございますけれども、開発途上



国の貿易振興機関、あるいは業界団体から依頼を受けたところで、有望産品発掘のための専門家派遣というのをこの段階でやっておるわけでございます。

それから、途上国の関係、そのまま続けさせていただきますと、実際の貿易のステップに入りまして、まず市場調査ということで、ここでモニタリング調査というのをやっております。それから、そのモニタリング調査の結果を踏まえまして、次のステップの製品改良ということで、そのための専門家派遣というのをやっております、商品開発ですとか、品質改善の指導を行っております。

それから続きまして、そこから先の取引先探し、ステップ3でございますが、ここではフェア・イン・フェアという、国内での大きな見本市の中にジェットロが出展するという形が多いんですが、そういった形での出展。それから、先日もこの5階で中南米の国の展示会をやりましたけれども、そういった形での展示会の開催、あるいはミッションの受け入れ、海外での逆見本市の開催等をやっております。

それから、対日アクセスでもう一つの大きな柱が先進技術分野でございます。これにつきましては、まず、国内外におけるニーズ調査をジェットロの方で行って業種を決定いたしております。これはITですとか、あるいはバイオとかというのが対象分野になってくるわけでございますが、特にこの分野でお手伝いをしているのは、ステップ3の取引先探しのところでございまして、国内外のハイテク見本市、イベントへの出展、商談会の開催、あるいはミッション派遣という形をしております。

この部分ですけれども、対日アクセスということで入れておりますが、ビジネスの成果というのは、実際には双方向あり得まして、対日アクセスの事業でやっていますけれども、結果的には日本からの輸出の促進につながったというケースもあるわけでございます。あるいは、これが、ビジネスがさらに伸びると、先ほど長島課長からもご説明いたしました対日投資の方に結びつきまして、そこは対日投資の方でお手伝いをすることになります。

また、対日ビジネス人材の育成につきましては、日本語能力テスト、国際インターンシップの支援というのをやっております。詳細につきましては、先日もご説明をいたしましたので省きます。

それから、ステップの1から6までずっと続けて、ジェットロは調査に基づきまして情報提供をやっております、これはウェブサイトですとか海外事務所、あるいはビジネスライブラリーを通じて、英語だけではなく、時にはドイツ語とかフランス語とか、そういった言語も含めまして、日本市場のトレンドや有望市場、法規制等についての情報提供を行っております。

続きまして、今度はアウトの方にいきまして、では投資からまいります。

アウトバウンド、海外投資支援の業務フローというところでございますけれども、ステップは、1から6まで大きく分けてございます。

1が、いわゆる戦略づくりのためのいろいろな世界の動向の把握ということでございます。

2が国内での情報収集でございます。どこに出るのか、どんな形で出るのかというのをここでいろいろ情報を集めるわけでございます。

ステップ3が現地調査の実施ということで、実際に現地に出向いての調査を行います。

それで4が採算性の調査ということで、ビジネスモデルの検証が行われるわけでございます。

ステップ5が会社設立、契約の準備等でございます。実際の進出に向けての手續がここで行われるわけございまして、ステップ6が進出後の円滑な操業という流れになっております。

ジェトロの支援でございますけれども、ステップの2のところから、これは個別投資相談の一環ということで、いろいろジェトロの貿易投資相談センターの方で個別相談を受け付けております。それから、セミナーですとか講演会の開催を多数行っておるところでございます。

それから、ステップ3、現地調査の実施でございます。このあたりから海外事務所が絡んでまいりまして、海外事務所ですとか、これは中国でございますけれども、進出企業支援センターというのを設けておりまして、そういったところを通じましてブリーフィング、個別相談を、その後のステップに通じてお手伝いをするという形になっております。

それからもう一つ、大きな事業で投資環境ミッションの派遣というのがございまして、年間、幾つか大きな、海外の投資環境視察のための、例えばインドですとかロシアへの投資ミッションを派遣しておるわけでございます。

それから、ステップ4のところですが、ここでは投資コスト比較調査というのを特にやっております。これは大変好評をいただいている調査でございます。

それから、ステップ5、会社設立等の準備でございますけれども、ここでは海外にビジネスサポートセンターというのをつくっております。これはバンコクですとか、シンガポール、マニラ、ニューデリーに配置してございます。

それから最後、ステップ6のところでございます。進出後の円滑な操業につきましては、先般もご説明いたしました。事業環境改善のための提言活動ですとか、知財の関係の調査、情報提供、それから突発的に発生した問題に対する緊急調査。例えば、中国の反日デモの調査などをやっております。

それから、開発途上国の各種制度整備・運用への協力ということで、これは先日ご説明いたしましたところの、2.の、例の横表の中で、案件形成のための調査を除いた部分でございますけれども、具体的には知財ですとか、基準認証ですとか、環境・省エネといった分野での専門家派遣、あるいはこういった分野におけるシステム導入に向けた実証事業を行っておるわけでございます。

駆け足で参ります。

次は輸出促進でございます。

輸出のステップにつきましては、基本的にさっきの対日アクセスと貿易でございますと同じでございます。市場調査から実際の輸出業務、それから最後フォローアップということで流れているわけでございますけれども、この輸出促進につきましては、ジェトロは中小企業を対象に支援をしておるわけございまして、その分野も6つに絞っております。これは先日ご説明したとおりでございますが、食品、それからITコンテンツ、繊維、それから地域伝統産品、機械部品、環境、医療・福祉と、以上6つの分野でやっております。

この事業のスタートにつきましては、基本的には業界団体、あるいは個別企業からの依頼に基づいてスタートいたしまして、例えばステップ1の市場調査ですと、特定産業分野を対象として市場調査というのをやっております。それから、こういった調査に基づきましてステップ2の分野で、海外見本市等への出展支援、これは欧米やアジアの国際見本市への出展支援を行っておりますし、あるいは売り込みのためのミッション派遣というのを、これも有償でお手伝いしているわけでございます。

それから、海外事務所におきましてはステップ2以降で個別相談というのをやっておりますし、それから、国内でございますけれども、輸出有望案件発掘支援専門家というのを国内の複数の箇所に配置しておりまして、国内のいろいろな地域で有望な輸出商品の発掘というのもやっております。

それから、海外事務所を通じての実際のビジネスアポイントの取得サービスなどもやっております。

それから、この赤い部分の左側の真ん中辺に現地企業概要等のミニ調査というのと信用調査というのがありますけれども、これは貿易投資相談の一環として、ジェトロは有料で行っておるわけございまして、この辺のご説明は、先日お配りしましたパンフレットの中でございます。

それから、実際の輸出における契約ですとか手続の部分につきまして、人材育成の観点で、

ジェットロでは貿易実務オンライン講座というのをやっておるわけでございます。

それから、ほかの事業と同様でございまして、こういった輸出の業務を底辺から支えているのが、一番下に書いております、海外ビジネス、経済情報の収集、調査。それから、ウェブサイト、ビジネスライブラリー、出版物、映像媒体等を通じた情報提供ということになっておりまして、例えば、この映像媒体でございまして、ジェットロはテレビ番組を制作しておりまして、東京MXテレビで、週末に放映したりしておりますので、そういったところを通じまして海外のビジネスチャンス等に関する情報提供を行っておるわけでございます。

もちろん海外への輸出に当たりましての諸外国の規制、環境規制などとか、そういったことにつきましても、こういった業務の一環で徹底して情報提供を行っているわけでございます。

原科委員長 どうもありがとうございました。

以上のようなこと、急いでご説明いただきましたけれども、この4種類の業務、それぞれで環境社会配慮、どんなことが必要か、何かこの辺のことでご質問とか、あるいはさらに追加情報はございますでしょうか。

満田委員 質問よろしいでしょうか。

原科委員長 はい、どうぞ。

満田委員 インバウンドの対日アクセスの業務フローなんですけど、開発途上国における有望産品発掘というふうに書かれているんですけど、こちら辺は、例えば事例を挙げるとどのような実績があるんでしょうか。

澤田課長 貿易開発課の澤田と申します。

最近私もやりましたもので言いますと、ガーナとかナイジェリアでシアという木の实からシアバターというのがとれるんですけど、それを石けんとか化粧品の材料にするというものがあって、自然のものとして健康にいい材料なんですけど、そういったものを原料に実際現地では石鹸などがつくられていたりするんですけども、現状国内マーケット向けのを国際マーケットに持っていくといいでしょうか、輸出できるような商品に改良するというようなことで専門家を送って、日本市場に合う商品にするなら、このサイズで、こんな形で、こういったところに気をつけてつくりましょうというような指導を行った例がございまして。

満田委員 シアバターの話は非常におもしろいなと思って、前回の議事録見ていたんですが、ほかには、メジャーなものとしてはどのようなものがあるのでしょうか。

澤田課長 さまざまございまして、例えば中南米で前々から、食品分野の製品の日本への輸出促進支援をお手伝いしてきたんですが、その過程で、品質だとか商品だとかよくなってきた

んですけれども、いかんせんやはり日本というのはパッケージングとデザイン、この辺が結構、実際に売れるかどうかというところでポイントになってくるものですから、パッケージング及びパッケージングデザインの分野で専門家を送って、中南米何カ国かで、3年間ほどかけて指導してきている事例もございます。それから、例えば有機食品、こういったものも中南米等で今まで専門家を送った指導等を行って来ております。

さらに現在、エジプトやトルコなどでも有機食品について、専門家を送って指導等を行っております。

そのほか、例えばエジプトの建材とか、あるいは自動車部品の指導を行っております。それから、つい最近まで当ビル5階の幣機構展示場で、南米3カ国展というのをやりましたけれども、食品分野といった特定の分野に絞るのではなく、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビアの様々な製品のなかから、どういったものが国際マーケットに通じるかという観点で、専門家を送って有望産品を発掘するといったものがございます。

原科委員長 パッケージングとおっしゃったんですが、そうすると相当何か凝ったパッケージとか、そういうことになるんですか。

澤田課長 基本的には人材育成という観点なものですから、講師を送りまして現地で講習会を開きまして、課題を与えて、例えば鳥肉を串に刺したようなもの、これを対日輸出商品にする場合に、どういうパッケージングがいいかという課題を与えて、それぞれに出したアイデアに対して、例えば品質を保持する意味では、ここはこういう材料を使わなければいけませんとか、こういう加工が必要ですか、あるいは形の問題で、パッケージとして運ぶ際にすき間なく詰めるには、ここをもっと工夫しなければいけないとか、そういったたぐいの指導でございますね。

原科委員長 パッケージ、あまり凝ると過剰包装になっちゃうからということもありますね。効率的にということですね、わかりました。

どうぞ、松本委員。

松本委員 一つは非常に細かい話ですが、対日アクセスの業務フローが、ステップ6ですからステップ4というのはないんですか、これは4が抜けているのか、それとも本来5のステップなのか。(笑)

事務局(植田) それはミスです。

松本委員 ああ、そうですか、ステップ5つまでなんですね。わかりました。

全部6に揃えたかったのかなというちょっとした思いがあったんですが、わかりました。

あとですね、海外投資支援と輸出促進のフォローアップのところに、クレーム対応であるとかトラブルへの対応というのがあるんですが、これまでの実績として、ここの委員会で議論するような、現地の社会情勢に関係したり、あるいは環境との関係でクレームあるいはトラブルなんていうものが報告、相談された事例というのはあったかどうかを教えていただきたいんですが。

永田部長 ここで申し上げているトラブルというのは、現地に進出されて以降においても、現地で円滑、摩擦の起かない形での企業活動ということで、法令遵守はもとよりですけれども、その他、企業活動を行う上でいろいろ問題が出てくるもの、例えば法制度の問題であったり、税の問題であったり、税の条文解釈上と実際の現地における運用、実際の課税の率、税率が全く違うというような問題だとか、ないしは労務管理上の問題だとか、最近では知的財産所有権の問題でございますね。例えば、母国のいろいろ模倣品、海賊版が出回って、それによる被害を受けている等々、いろいろな意味で企業活動を遂行する上での問題、トラブルという意味合いでございます。

これに関して、先ほどご紹介させていただきました現地におけるアドバイザー、ないしは私どもの事務所の方で個別のご相談に応じる。また、しかるべき対処、対応が必要であれば、現地日本人商工会等々と連携協力して、しかるべく申し出が必要であれば、現地政府ないしは当局にお願い、申し入れを行うというような活動もあわせてやっております。

松本委員 確認です。

今、部長の方からお話いただいた範囲では、特に、例えば海外投資の中で公害を申し立てられたというようなトラブルであるとか、あるいは輸出のときに、現地にとって何らかの不利益な、法律上問題はないけれども、何か申し立てられるような輸出品がその中にあったとか、そういう住民の生活、あるいは環境というものに直接影響を与えそうなものは一つも、とりあえず記憶している中にはないということによろしいですか。

永田部長 年間数千件というような感じですので、私、今頭の中ではちょっと承知しておりませんが、私の知る限りでは、環境問題のトラブルでというようなところでのご相談に預かった、まあちょっと断言できませんが、私の記憶の中には特にございませんですね。

原科委員長 今の件、ほかの担当の方、何かございますか、こういった業務活動の中で。環境とか今みたいな、もっと広くですね、この種類だけではなくて、全体的に何か困ったこととか、環境社会配慮の観点から困った問題、経験がございますか。特にないですか。

山田部長 先ほどもお話申し上げましたけれども、やはりきちっと環境保全のために努力を

している日本企業と、そうでないアジアの別の国の企業と同じようなものをつくっているときに、やはり競争力が落ちる。工場に排水処理装置をつけていないのと、つけているところとの不公平感がある。そういう相談というのはありますね。

住吉理事 むしろ、日本側はつけているんだけど、よその、例えば中国のそういうところはやらないでということになると。

原科委員長 現実的にはそういうことがあるんですか。

山田部長 例えばラーメン生産の工場がありますよね。排水路に行かれるとわかりますけれども、何ともいえないにおいがするわけです。排水処理をやっている企業と、やっていない企業の競争力の差が出る。これをどうするのかという、この種の相談というのはあります。多分すべて一々報告されていないかも知れませんが、直面する現実ですね。

原科委員長 そういう場合は、現地の政府に、こちらからちゃんとやっているんだけど、どうなんだということ言うわけですか。

住吉理事 そうです、もう少しきちっと守らせてほしいと。そうすると現地の企業は、守りたいけれども金がないって言うわけですね。援助してくれとか、そんな話でぐるぐる回っているというのが今の現実かなと。

ただ、ほかのアジアの国の企業はちょっとまだ意識のギャップは現実にはある。現地企業は、やりたいけれどもお金がない、こんなような現実は見えてまいりましたけれども。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 一つ質問をして、その後コメントさせていただきたいのですが、質問は、私どもJICAにはちょっとないお仕事をなさっているということで、きょうはJBICの方はいらっしゃるかもしれませんが、JBICの中の旧輸出入銀行のエキシムバンクの方々も、例えば海外投資支援の業務フローをお持ちのはずですよ、大型のプラントですとか。その場合、JBICの方々もOECFとエキシムバンクが合併するときに、統一の環境社会配慮のガイドラインをつくられたわけなんですけれども、そのガイドラインの中で、特にこの海外投資支援の業務フロー、ジェトロの皆様と旧エキシムバンクの皆様とのお仕事の違いというのが何か、どういうところにあるかというのが、はっきり私もわからないものですから、そこをちょっとご説明いただければと思うんですけれども。

住吉理事 輸銀の場合は現実にお金をつけるかどうかということですね。ジェトロの場合は情報を与えて、主体は企業がやると。でも輸銀はどちらかという主体に入り込んでいくという大きな違いがあると思いますね。

田中委員 規模的なものも、もちろん違うという認識をお持ちでしょうか。

住吉理事 規模的なものは随分違うと思います。

田中委員 ということは、J B I Cの現行のガイドラインの中の一部も参考にできるようなところもあるかもしれないということは言えるのでしょうか。

住吉理事 それはあるということは言えるのではないのでしょうか。

田中委員 それから、コメントといたしましては、この4枚ご説明いただいた中で、恐らく環境社会配慮上の大事なところだと私が個人的に思いますのは、まず海外投資支援業務フローのステップ3の現地調査の実施で、候補地の現地調査というのがありますけれども、ここに至るときに法規制とかいろいろ書かれてありますけれども、ここに相手国の環境法制度というのが多分大きなものとして入ってくるのではないかと思います。

それから、その後実際に会社を設立して、そこにオフィスの場所を決定したり、工場を決めるときにも、当然、計画段階でのアセスメントの視点というのも規模要件によって出てくるのではないかなというふうに思いました。ですから、この海外投資支援の業務フローというのが一つ大事なかなと。

それからもう一つは、今度は輸出促進の業務フローのところ、ステップ2で展示会とか商談会というのがあるんですけども、恐らくパビリオンなんかをつくるときに、そのパビリオンが、いわゆる廃水処理とかそういったものは日本としてきちんとそこはちゃんとやっているというようなあたりが一つ大事になるのかなというふうに思いました。

それから、対日アクセスについては、恐らく投資事業も含めて日本の国内のいろいろな環境社会配慮上の厳しい条件を満たしていかなければいけないところがあると思いますので、ここはかなりきちんとしておられるのではないかなと思います。

ちなみに、南米のチリで、農産物を輸出する際に、その農産物を育てている河川の水がどういう状態かというのが今問題になっておりまして、これはアメリカからも言われているそうなんですけれども。

と申しますのは、アンデス山脈の上流部にたくさん銅の鉱山がありまして、その銅の鉱山の廃水が余りうまく処理されていない水がかんがい水として使われているゾーンもございますので、その河川水の水質二次基準というのを今チリ国で、国家環境委員会というところが作るようとしているのです。そのあたりの支援もJ I C Aは少ししているのですが、そういった途上国から来る農産物なりいろいろな産品が実際に環境社会配慮上でどんな問題を抱えているかというあたりの情報をきちんとしていくというのは一つ重要なことではないかなと、そう思って



おります。

実際に最近、JICAが行っておりますいろいろな水質関係のプロジェクトなども、そういった視点での支援を行っている案件も少しずつではありますがありますけれどもふえつつあります。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。

かなり具体的な例を示していただきまして、やはりこの4つの業務、それぞれ個別的に配慮しなければならない部分があるように思いました。

どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 一つ教えていただきたいのですが、海外投資支援の業務フロー、先ほども吉田委員からお話がありましたけれども、国際的な整合性をとっていく必要がある。それから、柳副委員長からもお話がありましたけれども、例えばISOの14001というふうな環境影響配慮の問題について、最初の経営ビジョンの確立のところにも入るのかもしれないのですが、日本の企業が進出していくときに、日本の国内では、ISOの14001の制度を自分のところでは持っているけれども、現地の企業でさらに制度をつくって、それを発展させていくというふうなことを、ジェトロさんが単独でなくても、お手伝いをしているというような事例はあるのでしょうか。

田中委員 もう一度、すみません。

宮崎委員 例えば、ISOの14001というのが国内では、例えば企業さんなんかたくさんとっていらっしゃるけれども、中小企業さんが、例えばアジアに進出されるときに、そこで自分たちの今実際遂行しているISO14001のシステムというのを、アジアの環境の中で実現していくというためには、それなりになかなか難しいところもあると思うんですが、そのあたりのお手伝いを、例えばジェトロさんが単独でなくても、いろいろなところと協力をされている支援されているというふうな例はあるんでしょうかというお話なんですが。

永田部長 実際に直接的なお手伝いというのは、そのケースバイケースになるかと思います。それで、全般的にはやはり、先ほど各委員の先生からもご説明ございましたけれども、LDC諸国においてもかなり環境関連法が整備されて規制も強化されてきております。そういう意味では、ISOの14000の環境基準をクリアしているということについては、その製品の品質、信頼度を高めるという意味では、輸出案件にせよ、海外投資の案件にせよ、そこは日本の企業さん自身がそういう意識をかなり持っておられますので、もちろん私もジェトロがいろいろコンサルをさせていただく際に、その種のお話をご相談に預かる、ないしはこちらの方からお

話しするというケースはございます。

原科委員長 どうもありがとうございます。おおむね予定の時間がまいりましたので、そろそろと思います。では、最後に一言。

松本委員 手短に。

輸出促進のところなんですが、よくその化学物質等々含めて条約があって、かつその条約も批准している国、していない国というのがあるときにアドバイスや情報提供されると思うんですが、その輸出する相手の国がとりあえず、ある条約を例えば批准していなかったら、それはいいと。例えば日本の中の基準であれば、これは禁止されているけれども、その国の中で禁止されていなければ輸出というのは問題ないというような判断をするような機会があるかどうかですね。実質、そういう条約と照らし合わせて、この品目はこうですねと、あるいはその一覧表を持って企業に示すとか、そういうようなことがあるかどうかというのが1点と。

2点目は、そのライフサイクルアセスメントのような形で、向こうに出て行ったものが、最後どうやってごみになっていくのかっていう話が、日本国内では議論されますけれども、とかく途上国に行きますと、そのごみ処理の問題が非常に大きい問題だからこそJICAがたくさん廃棄物関係の援助を今しているわけですがけれども、例えば医療関係のものを輸出したとして、現地でそれがどうやって廃棄物として処理されるのか、要するにサイクルとしてちゃんと確立されて、最後の処分の方法までその国で確立されているものが輸出されていくのか、それとも、そんなところまでは考えないのか。

この条約と、そうした廃棄物になったときの対応という2点から、現状がどうなっているかっていうのをちょっと教えていただければと思うんですが。

原科委員長 すぐお答えできますか。どうぞ。

永田部長 先ほどのご説明にもちょっと繰り返しになるかと思いますが、一連の各先生のお尋ねも含めまして、先ほど4つのインバウンド、アウトバウンドのケースで事業のご説明をさせていただきました。

ただ、全体の、通常一般的な業務の流れとしてはこのような形になりますということですので、例えば先ほどご指摘頂きました、その進出候補地の選定ということで、これについて全ての項目について、私どもは、こうした方がよろしいですよということを全ての件にわたってご説明をさせて頂く、ないしはコンサルテーションに預かるということではありません。

その関係から申し上げますと、具体的に化学物質を取り扱う者について、特にそれが問題となり得るようなところであれば、ないしはその企業さんの方から、もちろん私どもそこら辺の

専門知識は、必ずしも全部の基準が頭に入っているわけではありませんので、企業様の方から具体的なお尋ねがあった場合には、そのときにはそれに対する環境法令の照合とか、きちっと情報提供はさせていただくというようなことではございます。

ですから、今のお尋ねに対しては、その判断する機会をすべてに行っているかということ、すべての案件についてこれを行っているというわけではございません。

原科委員長 もう一つ、廃棄物の考え方のお話はいかがですか。どちらにご回答いただいたらよろしいでしょうか。

永田部長 あと、すみません、ちょっと質問なんですけど、先ほど田中委員の方からお話ございました輸出促進の関係で、パビリオン、これは例えばは通常ですと博覧会なんかですと、日本のパビリオンを独自に建設する、ないしはジェットロで単独見本市を開く場合、そういうようなケースはございます。昔はジェットロが日本パビリオンを独自に建設したケースもございます。ただ一般的には、最近ではもうほとんど、既存の展示会場において出展するというのが通常のパターンなんでございますが、その際、もちろんその各ブースの中にデコレーションと申しますか、展示装飾をするケースはございますが、これについても、一応、先ほどの田中委員ご指摘の範囲、対象には入ってまいりますけれども。

田中委員 私が申し上げたのは、例えばトイレとかそういったものがないようなところで、途上国のある場所でジェットロさんが主催でやるようなときに、例えば浄化槽をちゃんとつけたような、そういう施設でやるとかというイメージで申し上げたものですから、すでに、既存のものでそういうのがちゃんとしているということであれば、それはそれでもうよろしいと思います。ただ、例えばそこでエネルギー源として乾電池なんか使っているときに、やはり水銀ゼロの電池をそこで使っているとか、例えばそういうような細かい配慮というのは一つ環境社会配慮上必要になってくることもあるかもしれませんけれども。

原科委員長 どうもありがとうございます。予定時間がまいりましたので、そろそろ切り上げます。それで、もうちょっと議論が続きますので、次回この件は引き続き行いたいと思います。

次回の日程ですが、ちょっとまず日程を決めてしまいたいでしょうか。

その前に、きょうのまとめとして、3分類にするかどうかはまだ結論出ないということにいたします。それから、先ほど吉田委員がおっしゃったように、投資、貿易のこともございますので、とりあえず今のところは4つプラス5つまで分類ありますからね、それをどんなふうに整理をするか、全体の分け方をもう一回考えるようにいたしましょう。ということで、きょう

はいろいろ情報を提供していただいたと思います。

それで、次回を12月のいつにするか決めましょう。

事務局（植田） 18日の週ですと、18、19、22。

18ですと午前中でございますね、10時から13時、きょうと同じような感じでございます。

19日ですと14時から17時ということで、22日も同じく14時から17時です。

原科委員長 どういたしましょう。手を挙げていただこうかな。18日いかがでしょうか、ご都合の悪い方。

原科委員長 では決まり、19日にしましょう。2時からですね。はい、わかりました。

それまでに準備ということで、ご欠席の方は意見を届けていただくようにしまして、さっきの件で、CSRの概念に対する議論の材料と、それからもう一つ、今ちょうど議論ありましたように、環境社会配慮という観点から、それに業務にはどんな問題あったか。今、口頭でお答えいただいたんですけども、一応調べていただいて、何かあればそういうようなものも具体例を整理していただくといいと思います。そういう資料を用意して下さい。

では、もう5分オーバーしました。これで終わります。どうもありがとうございました。

午後 1時08分閉会